

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	38歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		ダムの代替案について考えられる対策を限りなくあげているが、実現可能性が低いものや定量的な評価ができないものを列挙しているため、検証したところで具体性のあるものにはならないのでは？ 所詮、土地が個人所有である以上ダムの河川を現状にとどめなければならず（それは堤防の役目）、治水まで含めて対策するにはダムは必要ではなからうか？ 実現可能性は低いと書いてあるが、地震保険とか火災保険と同等という意味で、水害保険はかなり有効であると考えている。しかし、水害といっても資産の損害ならいいが命にかかわるのであればそれは国家の怠慢であるとしきいわざるをえない 現在の高水流量は絶対に大丈夫というものではないため、それ以上の洪水が来た時にどうするかということも並行して考える必要があるはず。命という観点でみれば地震速報ではないけれどリアルタイムな情報伝達と避難時間・ルート・場所の確保が重要であり、それが整備されれば高水流量の設定を下げることもありかも知れない 本来優先順序はないものの予算上の都合で整備されてきたのは否めないが、命という観点でみれば大都市も田舎も平等であるべきで、最低限河川の安全度は一律になるまで整備すべきである。決して道路整備のように費用対効果で整備しなくてもいい場所があるはずがない。 マスコミが盛んに取り上げている、緑のダムの効果が実際はほとんど得られないことが検証されているが、このことはもっとちゃんと説明すべきだと思う。国民は正しいことを知る権利があると思う。 河道掘削（浚渫）は河口周辺では海水の逆流を招き、環境負荷が大きいと思う。生態系の保護というけれど手を加えるということはなんらかの負荷を与えているわけだから、その後のフォローをしていくべきではないかと思う。ダム等は造った後では逆に環境にいい影響を与えているような気がする。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		小学生	⑤年齢	10歳	⑥性別 女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		わたしは、いつもテレビでダムは必要ないと言っているけど、ダムの代わりに何で洪水を防ぐのか知りたいです。わたしのすんでいるちちぶにはダムがいっぱいあるけど遠足やけんがくしたりしてとても自然がゆたかないいいところです。これが洪水のやくにたっているとおもうとすごいと思います。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		中学生	⑤年齢	12歳	⑥性別 女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		秩父に住んでいますが、大雨の時にはすごい量の水が流れています。ダムがなかったらもっと流れるかと思って心配になります。この間土砂崩れの被害がニュースで放送されていました。私の住んでいる秩父もあんな風になったらこまるなあと思いました。秩父では土砂崩れで被害にあったことはほとんどありません。それもダムのおかげだと思いました。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	10	検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集するところがあるが、まずパブリックコメントを行う時期である「主要な段階」とは、作業を進める中でいつの時期のことを指しているのか、複数回を予定しているのかなどについて、明確にすべきである。また、情報公開の機会は、「検討の場」の公開とパブリックコメントは確保しているが、これで十分であるのか、検証すべきである。			
18	13	学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くところがあるが、検証プロセスのどの段階で意見を聴き、どのように意見を反映させるのかを明確にすべきである。また、関係地方公共団体は、事業主体である国とともに応分の費用負担をする立場であることから、単なる意見聴取ではなく、関係地方公共団体の同意を得ることを前提とした手続きとすべきである。			
20	6	治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定するところがあるが、次の事項を考慮すべきである。①ダム中止を前提とした安易な治水安全性（流量）の引き下げを行わないこと。②重要性、緊急性を考慮し、再検証が長期化しないよう短期間に示すこと。③関係地方公共団体の同意を得ること。			
37	19	ダム中止に伴って発生する費用等については、関係自治体、利水者等への全支出額の返還（直轄事業負担金、利水者負担金、水特事業、基金事業など）や中止後も必要となる生活再建事業、地域振興事業等に係る費用などであることを明記すること。			
61	21	国土交通大臣は、当該ダムの対応方針を概算要求等の時期までに判断するところがあるが、地域の治水・利水対策は緊急性が高く、事業執行の停滞を最小限としない。このため、個別ダムの検証にあたっては、あらかじめ検討着手時期、対応方針決定期限など検討スケジュールを明確にした上で検証を進めるべきである。なお、八ッ場ダムについては、平成27年度末の完成に向けて必要な期間を考慮した上で、早急に判断を下すこと。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		団体職員	⑤年齢 59 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
7	4~8	「真摯な対応が求められる」とあるが、これを解説するのが「この場合～重要である」だとすると、真摯の意味としては不足である。8行目に続いて「流域の特性、治水対策の歴史と現状、地域住民としての対応などについて積極的に普及・啓発に取り組むことが重要である。」との主旨の記述を追加すべき。	
13	15	「河川整備計画と同程度の安全度」とあるが、ダムについても(1)で詳細な点検を行ったものとは異なった整備計画レベルの安全度の新たな計画を作らないと公平な比較・検証にならないと考える。一方、仮のダム計画を立案するとなると、特に段階施工できないダムの場合、非現実的な計画で評価することになってしまい不適切である。従って、ダム計画については、基本方針レベルを前提としたものとし、評価においては、ハンデのようなものを考慮すべきと考える。	
14	3	「コスト」を最も重視するとあるが、モノを整備、建設するのに要するいわゆる建設コストのみではなく、(8)で記載の時間的観点にたった災害リスクをコスト換算して評価すべきと考える。具体的には、3行目「重視する」のあとに「この際には(8)の時間的な観点を加味した災害リスクの視点も重視する。」を挿入する。	
35	24	河川整備計画レベルの目標を上回る洪水の場合にどのような状態になるかを明らかにすべき記述のところで、いきなり「例えば・・・基本方針レベルの洪水・・・」とダムのマイナス的な効果の記述をするのは極めて不適切と考える。ダムについて状態を例示するとすれば、「整備計画レベルを超えても基本方針レベルまで洪水調節効果を発揮する」との記述をすべきである。	
37	12	以下を挿入 「また、各治水対策案が完成するまでの期間に発生するであろう想定被害額をコストとして加味する。」	

(別添:意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		団体役員	⑤年齢	77	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見書			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		河川の整備は、河川の重要度に相応しい治水安全度の確保を目指して不断に推進されるべきもので、かつ同種同類の河川の整備率には相当程度の均衡が求められる。 このような治水政策の根底にある根本的な考え方を踏まえつつ、投資余力が年々減少していく中、急速に迫りくる高齢化社会の安心・安全・安定を治水政策の面から如何に効率的に具現化していくかが強く問われている。 深化させた新たな治水理念に基づいてダム治水効用を熟考するとき、我が国の河川の洪水特性、流域の高度な土地利用状況、河川配分流量の増大に伴うダメージポテンシャルの増大などの諸事情からダムによる治水方式にも多くの長所があり、批判のある事業期間の長さも水源地域整備や用地補償のあり方を改善すれば大幅に短縮できる可能性がある。 ここへきて、一切の予断を持つことなく、複数の治水方策案について比較検討することは時宜を得ている。見直しの結果、ダムによる治水対策が最適な事業計画と確認できて、不断に治水事業が推進されていくことを期待する。			

(別添：意見提出様式)

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	58	⑥性別 男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
28	13	建築基準法による災害危険区域の設定等の法的処置とあるが、現在ある住居を法的に改築させるのか。			
29	16	畦畔の嵩上げについては一時貯留の効果はあると思われるが、稲作への影響(作業、収量)はどうするのか。休耕田もあり一時貯留できる水田は少ないのではないか。			
33	10	評価軸ごとに評価し、さらに総合的な評価を行うとありますが、各評価軸は各河川ごとに効果が違うと思います。一般住民にも判りやすい評価をするべきである。			
36	18	河道掘削は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮していくと記述していますが堤防のかさ上げと同じように当該箇所全線が完了しないと効果が発揮されないのではないか。			
		全般的にであるが幅広い意見を求めるならばもっと一般人にもわかる用語を用いるべきである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		代表取締役社長		⑤年齢	65
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
4	11	財政的制約の下では、事業のコスト低減とともに、できる限り高い投資効果が発現できる工夫がより一層求められる。そのためには、無駄を排し、真に必要な事業に重点的に投資する姿勢が大切であり、それには、事業に関する計画を適切に立案し、その計画の十分な精査を行うことが必要とされる。 【意見】 国民から常時テーマを募集し、興味深いものをピックアップし、定期的（約2か月毎）にヒヤリングの機会を作る			
6	9	時として堤防決壊に伴う氾濫によって生命、財産に被害をもたらすおそれがある。さらに、地球温暖化に伴い大雨の発生頻度が増加することが予測され、近年の局地的な大雨の発生など、洪水・土砂災害を増大させる現象が注目されている。 【意見】 古い鉄橋、道路は堤防の高さより低い箇所があり、洪水の際、周りの堤防を高くしても端から水が溢れてしまうので、それに対する策が必要である。 （対応案有り）			
6	23	ハードの対策として、計画高水位以上の水位の流水に対しても壊滅的な決壊にすぐには至らない粘り強い構造の堤防に関する技術開発を進め、被害軽減に役立たせる必要がある。			
23	22	(9) 決壊しない堤防			
24	6	(10) 決壊しづらい堤防			
24	14	(11) 高規格堤防			
27	5	(18) 輪中堤			
28	8	(21) 宅地のかさ上げ、プロティ建築等			
		【意見】 これからの堤防は、地震、濁流、浸透、冠水に強く、また工事の際、現地の土砂を外部へ移すのではなく、河川内で処理することによりコスト削減になる。			
7	18	遊水地のような治水施設を必要とする場合には、その土地を買収したり、			
29	11	水田等の保全是、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりするという水田の機能を保全することである。 【意見】 土地の回収ではなく、その土地の地下部を借入れて、洪水時対策、冠水時対策とし、渇水時の農場用水とする。			

21	18	遊水地（調節池）等は、河川に沿った地域で、洪水流量の一部を貯留し、下流のピーク流量を低減させ洪水調節を行う施設であり、越流堤を設けて一定水位に達した時に洪水流量を越流させて洪水調節を行うものを「計画遊水地」と呼ぶ場合がある。
		【意見】 河川地域地下に大規模水槽をつくる。
22	11	なお、再び堆積すると効果が低下する。また、一般的に用地取得の必要性は低い、残土の搬出先の確保が課題となる。
		【意見】 再び堆積しても、堆積物を外部に出すのではなく、堤防上部で処理ができるようなシステムを考える。（システム案有り）
23	15	河道内の樹木の伐採は、河道内の樹木群を伐採することにより、河道の流下能力を向上させる方策である。
		【意見】 河道内に樹木がないのは景観として寂しい。伐採の対案として廃船を設置し、その中で植物を育て、景観を良くする。万一の洪水時には、廃船は浮び、状況が落ち着くとともに景観もそのまま元に戻る。
30	21	(26) 水害保険等
		【意見】 緊急時の防災システム材を各地域にある防災備品庫に損保会社などによる寄付で賄う。
40	3	●地域振興に対してどのような効果があるか
		【意見】 廃船を利用した花壇づくり、水面に浮かべる。桜、梅、桃などの樹木、またその四季折々の花を楽しむ。
49	12	(16) 渇水調整の強化
		貯留槽には、水槽量の 1/3 程度を常時貯水とすることにより、緊急時用水（防火用水、生活用水、工業用水、農業用水）として使用する。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	50	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全般		建設業にたずさわるものです。最近一般の皆さんにダムの説明をする機会がありましたが、皆さんのダム、河川、水道などに関する理解が不足していると感じました。これは皆さんが悪いのではなく、ダムや堤防など社会基盤が整ってから生まれ、育った皆さんにはわかりにくい事象だからだと思います。 例えば、 ・ 現在多くの河川が通年である程度の流量があることは、ダムによるものだという理解が無い。(ダムを作らなくても川から水道用水を取ればよいという意見) ・ ダムは発電のためだけに作られる。(電力使用は頭打ちだからダムは要らないという意見) ・ 水道はダムから直接パイプラインで運ばれる。 ・ 東京の上水道は全て東京都内の水源でまかなわれている。(東京の水道用水確保と離れた県のダム建設是非が結びつかない) これは一例です。ダムの必要性を論じる高度な技術的議論の前に、一般の皆さんへの情報提供として、ダムとは何かをこの委員会を通じて知らせる必要があるのではないのでしょうか。この委員会是一般の皆さんも注目している会議体です。これまで国土交通省などが必死にダムの必要性について情報を提供しても一般の皆さんの目に触れることは少ないと思われます。ぜひ先生方の公平な目から判断された情報を国民に示していただきたいと思います。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		—	⑤年齢	—	⑥性別 / —
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		【要旨】 個別ダム検証については、水没予定地域との交渉手続きと内容、法律上の位置づけを明確化し、さらに関係住民、自治体との協議を十分に行い、本年9月中には結論を示すことを意見する。 【意見】 ハッ場ダムについては、本県が130km以上接する利根川における洪水被害の軽減に必要であることに加え、既に、暫定水利権を取得し、県南及び県西地域の8市2町、約50万人の方々に水道用水を供給しており、仮にハッ場ダムの建設が中止されれば、利根川の治水の安全度が向上しないばかりでなく、県南・県西地域の水道用水の供給に支障が生じるおそれがある茨城県にとって必要不可欠な事業である。 ハッ場ダムは、国・県・地元市町村等が合意のうえ、一体となって推進してきた。しかし、国は、全く説明のないまま、昨年12月、これらの事業を検証対象とする旨、一方的に発表し、国に設けられた今後の治水対策のあり方に関する有識者会議を進めてきた。 茨城県ハッ場ダム建設事業推進議員連盟では、利水・治水における影響がいかなるものか説明責任が果たされておらず、地方の負担を顧みない政府の独断を認めないと主張してきたところである。 ダム建設は、水没地域の住民にとって地域の歴史、伝統、文化、コミュニティーの破壊等、これまでの生活が根本から覆される事業であり、下流地域の治水・利水の受益者のための事業である事の認識を検証の理念としてとらえる必要がある。 従って国・県・下流地域・地元自治体・地元住民とのこれまでの交渉経緯、協定、契約等の当事者とその内容について、又、河川法や多目的ダム法や関連裁判での方向性や位置づけを明確化した上での検証が必要と考える。 検証期日については、本年の9月中には結論を示すことを要望する。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		[REDACTED]		理事 事務局長	⑤年齢	57	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
14	6	【中間とりまとめ（案）に関する総括的な意見】 ○ 今後の治水対策のあり方の検討に当たっては、以下のような観点も勘案して頂きたい。 ・ 水力発電は、エネルギー基本計画を始めとしたエネルギー政策において、「エネルギー自給率の倍増」、「自主エネルギー比率の向上」、「再生可能エネルギーの導入拡大」といった方向性が示されている中で、百年来、電気事業者が築き上げてきた純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源である。 ・ 特に、ダムを伴った貯水池式、調整池式の発電所で発電容量を持っていることは、電力需給が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしている。今後、太陽光、風力等の出力変動の大きい再生可能エネルギーの導入が進む中、このような発電容量を持つ水力発電の役割の重要性は更に高まる。 ・ また、水力発電は、初期コストが高いものの、運用コストが低いことから、高稼働かつ長期間運転させることが、経済性の面からも不可欠であり、安易な発電容量の治水容量への振替えは、経済性を著しく損なう可能性がある。 ・ 農業用水・上水道・発電等の利水は、公益事業として農業政策・産業政策・エネルギー政策などの国の政策を具現化することを目的に実施されている。これらも含めた国の重要な政策として総合的に治水・利水それぞれの公益と便益を比較衡量のうえ、適切な判断がなされるべきであり、各事業を主管する関係省庁を含む関係者間で十分な時間的尤度をもって調整されることが必要である。 ○ 以上の基本的考え方を踏まえ、各章については、以下のような修正、追記等について検討して頂きたい。 【2.2 検証に当たっての基本的な考え方】 (要旨) ○ 評価に当たっては、関係利水者ならびに各事業を主管する関係省庁の意見を反映させることが非常に重要なため、(10)の「・・・関係利水者の意見を聴く。」を「・・・関係利水者、関係省庁の意見を聴き、評価に反映する。」へ修正。					

		(意見) ○ ダム以外の治水対策案は発電を含む利水に影響を及ぼす可能性があり、治水対策案の評価に当たっては、これらの影響を適切に評価することが必要である。例えば、既設ダムの有効活用では、既設水力発電所の発電を毀損するおそれがあり、これらの影響の評価が必要である。 ○ 今後進められるダム事業における水力発電については、純国産・再生可能エネルギー・CO₂フリーエネルギーとしての価値を正當に評価するとともに、100 年以上に亘って継続している経年水力発電についても、その将来的な価値も含めた重要性を的確に評価し、この評価に基づいて検討がなされるべきである。 ○ このような国の政策の整合性確保の観点から、評価の策定に当たっては、各事業を主管する関係省庁間において十分な協議・調整がなされるべきである。
16	14	【3. 1 検証の概要】 ○ 実施要領細目の策定に当たっては、各利水を主管する関係省庁と十分に調整がなされ、評価手法が具体的に定義されることが必要であるため、「・・・これら法令に準じ、関係者の意見聴取等・・・」を「・・・これら法令等に準じ、関係者及び各利水を主管する関係省庁の意見聴取・・・」へ修正。
19	15	【第4章 検証対象ダム事業等の点検】 ○ 計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う場合、ダム事業の共同参画者等の関係者は、点検内容の適正性等を把握する必要があるため、「・・・データ等について詳細に点検を行う。」を「・・・データ等について詳細に点検を行い、関係者に点検の際に用いたデータを開示する等詳細かつ合理的に説明する。」へ修正。
37	8	【第7章 評価軸 (2) コスト】 (要旨) ○ 「●関係利水者等に与える損失費用はどのくらいか」の項目を追加し、「各治水対策案について、関係利水者等に与える影響に伴って発生する損失費用をできる限り明らかにして適切に評価する。」と記載。 (意見) ○ 国の政策として十分な調整がなされ、かつ事業間での十分な協議がなされたうえで妥当との判断がなされることが前提条件であるが、仮に利水容量の買い上げ等の既設ダムの有効活用が治水対策案の一候補として採用される場合においては、水力発電所の事業価値を適切に評価するべきである。
37	21	【第7章 評価軸 (3) 実現性】 (要旨) ○ 「●他の政策との整合性はどうか」の項目を追加し、「各治水対策案について、各利水を主管する関係省庁の政策と整合がとれているかを明らかにする。関係省

		庁の政策とは、例えば、水力発電事業を主管する経済産業省のエネルギー基本計画等が考えられる。」と記載。 (意見) ○ 水力発電の重要性や価値を正当に評価することなく、利水容量（発電容量）を買い上げることは、治水、利水及び環境の総合的な整備を図るべく決められた現行の枠組みを治水側の事情のみで変更し、発電利水を軽視するものであり、水力発電の重要性、エネルギー政策との整合の観点から問題と考える。
45	1	【8章 利水の観点からの検討】 ○ 水力発電は、発電利水として本章で記載されている「利水」に明確に位置付けるべきであり、水力発電を「利水」と位置付ける旨を追記。
45	10	○ 「・・・利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」と記載されているが、水力発電のように、適地の減少等により、基本的に代替性が低いと考えられる利水事業について、代替案とは、具体的にどのようなことを想定されているのかを示して頂きたい。
47	19	【8.2 利水代替案 (8) 他用途ダム容量の買い上げ】 ○ ダムの発電容量は利水容量であるにもかかわらず、「・・・既存のダムの発電容量や治水容量を買い上げて利水容量とする・・・」と記載している。本内容は、利水容量へ振替える記載であるため、「・・・既存のダムの治水容量を買い上げて利水容量とする・・・」へ修正。
52	19	【8.3 利水に関する評価軸 (3) 実現性】 ○ 「●他の政策への影響はどうか」の項目を追加し、「各利水対策案について、各利水と主管する関係省庁の政策と整合がとれているかを明らかにする。例えば、水力発電に関連する場合は、エネルギー基本計画等のエネルギー政策との整合等について適正に評価する。」と記載。
56	20	【8.3 利水に対する評価軸 (6) 環境への影響】 (要旨) ○ 利水代替案の検討において、「・・・水力発電用ダム容量の買い上げは火力発電の増強を要することになることに留意する。」を「・・・水力発電用ダム容量の買い上げは火力発電の増強を要するなど、エネルギー政策に大きく影響することから、各利水対策案がエネルギー政策に与える影響を明らかにする。」へ修正。 (意見) ○ 水力発電の代替として火力発電を増強することは、温室効果ガス削減に向け高い目標を掲げているなか、これまで以上にリードタイムが長くなるなど、容易なことではなく、また、治水の増強を目的に、再生可能エネルギーである水力発電の発電量を減少させることは、エネルギー基本計画をはじめとするエネルギー政策と整合しない。

(別添：意見提出様式)

- | | |
|--|--|
| | <p>○ 仮に、火力発電を増強した場合、火力発電の増強に係わる費用、燃料費の負担ならびに化石燃料燃焼に伴うCO₂排出量増大に対する対策費負担が新たに生じ、これらの負担は電気料金に反映され、最終的には国民の負担増大に繋がることを国の責任において国民に十分理解して頂く取り組みが必要である。</p> |
|--|--|

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		建設業	⑤年齢	43	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
144		個別ダムからの検証をする旨が記載されているが、ダム以外の代替案との比較検討をした上で、ダムが最もコストが少なく、その他の項目に対しても有効である、ということになればよいのでは。 先入観で、ダムは金がかかる、自然破壊につながる、といった人達の考えを、意識をなえるのが先だと思われる。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		元大学教授	⑤年齢	64歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
5 ~6	7 ~5	これまで、ダム建設ありきの事業推進の根拠とされてきた「河川整備基本方針、河川整備計画」について、「できるだけダムにたよらない治水」に転換するためには、基本的な見直しを行うことが必要であるが、そのことが触れられていない。			
12 ~13	2 ~5	見直しの大きな要因であるにもかかわらずダムによって生じている環境影響の重大さについて、ほとんど触れられておらず、ダム湖への堆砂、湖水の富栄養化、水温変化と濁りの発生、ダム下流のアーマー化など、ダム湖や河川生態系への影響、河口域から閉鎖性内湾の汚濁への影響、沿岸砂浜の浸食など、具体的に記述を付け加えるべきである。			
13	10~ 12	点検項目に、「環境影響の大きさ」、「ダムサイト地点等の地盤の適性とダムを造った場合の安全性」を付け加えるべきである。			
13	15~ 16	前提として、河川整備計画の目標の点検を行うことが必要である。特定多目的ダムの場合については利水目標(利水安全度)についての点検も欠かせない。			
13	17~ 18	多目的ダムの場合は、治水対策に加えて、利水対策、環境(流水の正常な機能の維持)対策についても、幅広い対策案を検討することが必要である。			
13	20~ 21	20行のカッコ内、(又は河川整備計画策定時点)の字句を入れることは、整備計画策定時点以後に実施済みの河道改修などによる現時点での整備状況について見落とすことにつながり、ダム建設の効果を水増しする可能性が強いため、削除するべきである。			
14	2~5	総合的な評価に当たっては、治水面に加えて利水面、流水の正常な機能の維持の面、環境影響の面を加えて総合的に判断を下すことが必要である。過去に行われた事業再評価の例では、ダムの効果を河道改修の効果と分離せずに示し、また洪水被害(投資効果)の大きさを、通常起こりえない、複数個所の破壊がいっせいにおきるとするなど、2重に過大評価をしている。			
14	2~5	また、流水の正常な機能の維持(流況改善)についての事業再評価の例では、投資効果を同程度の規模の容量を持つダム建設費用で代替し、一方で、事業によるマイナスの環境影響はまったく無視するなど、極めて不適当な内容で実施されていることを踏まえ、事業による、プラスの環境影響とマイナスの環境影響を、バランスシートに表現したうえで、環境影響についてコスト計算を行うことが必要である。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		〒170-0001			
④職業		⑤年齢	69歳	⑥性別	男性
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
29	21	【要旨】 治水の為のダムは、緑のダムで置き換える事はできない。言葉は似ていても、機能、効果達成の為に要する時間などは異なる。			
45	1	また、水は空気と同レベルに1日も欠くことの出来ないものだと考えるべきではないか。			
		【意見】 “コンクリートのダムに代わって、緑のダムを”と言う事を聴くが、どちらか一方で機能を果たそうとする事は不可能。車の両輪だ。 緑の多い流域のダムは、小河内ダムのように堆砂量が全く異なる。また、日本の緑地率は80%を超え、世界的にも高いはずである。 “織鮎の急”と言うことわざもある。 生活用水のダムであるが、水余りとは何をさして言っているのか。10年、20年に1度と言う渇水に備えてのダムの容量で、それも過去の気象統計によるもので、それで良しとする根拠はない。30年、40年に1度となればとんでもない渇水で、それは災害だ。地震に備えて金を使う事と変わらない。水は絶対欠かせないという哲学が必要。			

14	2~5	利水面でも、ダムを造らない代替案を検討する必要がある。水余りの現状で、コスト計算すれば、B/C が1より小さくなることは自明である。 総合評価は、治水、利水、流水の正常な機能の維持、環境影響のすべてを含んだ上で、実施するべきである。
14	6~8	関係住民の定義が必要である。ダムによる水没地区住民、あるいは、建設地が属する自治体の住民のみでは尽くせないことを明確にし、当該水系に関係するすべての住民、河口に近い沿岸住民や漁民も含めて関係住民であることを明確にし、主権者であることを明記するべきである。
14	6~8	これまでの例から推測すれば、「意見を聴く」という文言だけでは、住民等の意見が反映されないで、単に聞き置かれる可能性が強いので、「意見を聴き、検証結果に反映させる」と表現するべきである。
15	18~20	新たな段階にすまないだけでなく、各段階においても全年度に比して予算増額などするべきでない。
16	3~4	今回のような政策の大きな転換を図ろうとする場合に、これまでの再評価の組織・・・流域委員会・事業評価監視委員会がほとんど地方整備局等の務める事務局の意のままに単なる通過儀礼の機関となっていたことの反省なしに、同じやり方を踏襲するのでは、何の効果も期待できないと推定される。検証組織・運営に工夫が必要である。
16	24~25	これまで、「はじめにダムありき」として、ダム建設推進の急先鋒として事業を進めてきた組織が、ダム抜き案を本気で実現しようと検討することは、まずありえないと考えられる。したがって、検証を進めるのは第三者機関が行うべきで、その結論にしたがって既存の枠組みを働かせるようにしなければならない。さもなくば、「できるだけダムによらない治水」への政策転換は、不発に終わるであろう。
17	11~13	治水対策等の案について、誰が立案するのか？・・・市民団体・住民・科学者等の提案があった場合、検討案として取り上げるようにするべきであり、そのようなことを念頭に置いた手順、すなわち住民が提案できるような公募手続きを盛り込むべきである。
17	15~20	「流水の正常な機能の維持」を主目的に掲げるダム事業ができてきているが意味不明なこのようなダム事業は、端から中止対象とするつもりならばよいが、一言も触れられていないのはなぜか？総合評価に反映させる見直しの重要な項目の一つとして、掲げておくべきである。
18	6~14	国土交通省やほとんどの都道府県がこれまで行ってきた情報公開、パブコメなどは、真の情報公開には程遠く、単に瑕疵なく手続きを済ませたことの証明を得るためとしか考えることができないような代物ばかりであった。徹底した議論の保障、傍聴者の発言権の保障、議事録の作成と公開、パブコメに基づく質疑応答の場の設定、関係者の説明責任を明確にすること、主権者である住民の参加の保障、関係住民とは、少なくとも水系流域全体の住民と明示すること。
18	13	なお、「学識経験者」という概念もこれまで恣意的に用いられてきたことから点検が必要である。至るところの審議会に名を連ねている人物が適任であるとはとうてい考えられない。また、ダム建設に批判的な学者の参加なしには、科学合理性は保障されないだろう。
18	15~21	原案が作成された段階で、パブコメを行うべきである。これまでの事業評価監視委員会は、追認機関に過ぎないため、より厳しい世論(主権者)の監視が必要である。

19	2~19	これまでのダム建設事業において、軟弱地盤等によって、不当沈下や水漏れ、地すべり等が原因で、当初目的を満足に果たすことができない事例が多々ある。近年、不適地に、無理やりダム建設を進めていることがその原因であると考えられる。このようなダムは、完成してからも災害の発生の原因にさえなりうることから、建設予定地の地盤の再点検を十分に行い、くれぐれも、問題を起こすことのないようにするべきである。
		以上

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		無職（元小学校校長）		⑤年齢	65歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
19	全	「計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」13~14行 となっていますが、その中に最も重要な地質調査が述べられていない。現在でもダム 建設途中や建設後に地滑りや水抜け、堰堤のひび割れなど重要な問題が起こっている ダムがある。またそれによって工期の延長や事業費の大幅な増加が生じている。建設 の事前に必ず第三者の専門家による精度の高い、最新の知見に基づいた再調査、再検 査を行い、それに基づいて慎重な検討を行い、安全性が十分担保できるという補償が なければダム建設に着手すべきでない。 （例） 私の地元で建設予定の設楽ダムについて言えば、かつて電源開発のダム計 画があり、その時、地質が悪く建設を断念した経緯がある。その同じ場所に現在設楽 ダム建設が計画されており、地元民として安全性について非常に心配している。平成 20年5月9日付けで設楽ダム工事事務所から私のところに届いた回答書でも、「これ までダム位置の検討のため地質調査を実施してきており、本調査地点（ダム建設予定 地直下の右岸）周辺の地質条件は上流側に比べると、あまり良好でないと確認されて います。今回の調査結果を踏まえて、より地質条件の良いダム位置の検討を現在進め ているところです。」とあり、この時点でもダム位置が決まっていなかったことが分かっ た。また、ダム堰堤上流に地滑りが心配な地域があることや、ダム堰堤の真下に破碎 帯があることも確認されている（国土交通省提出の地質断面図による）。地質の強度 分類でもA、BはなくC~Dばかりで、近くに古い断層が何本も走っているためかな り揉まれて、岩石がひび割れだらけになっていることも分かっている。 ダム建設は安全確保が必須条件。仮に建設できても、東海地震のような大きな地震 が発生した時、耐えられるのか？下流域の住民の命は守られるのか？ 十分な検討を してほしい。そのためには、建設推進の国土交通省や建設業者の判断だけでなく、公 正な判断ができる第三者の専門家による調査・検査に判断をゆだねるべきである。 ダム計画再検討の大きな項目として、地質調査を入れるべきだと考える。 （要旨） 地質調査について公正な判断ができる第三者の専門家による精度の高い、再 調査、再検査を行い、それに基づいて慎重な検討を行い、安全性が十分担保できると いう補償がなければダム建設に着手すべきでない。点検項目にこれを入れるべき。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	73歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	10	「ダム事業は、一般に予算や事業期間がかかり・・・」については、「ダム事業の方が、治水効果は早く発現される」ものである。九頭竜川を例に述べると、S40年奥越豪雨を契機にS44年着手の真名川ダムは、僅か10年後の54年3月に完成した。当ダムは計画流入量2,700m ³ /sを2,550m ³ /sカットして、150m ³ /sに低減する。足羽川破堤の福井大水害には、ほぼ足羽川流域と同じ降雨量でも真名川ダム下流の大野市の氾濫が防除された。			
	11	「環境に与える影響が大きい・・・」については、ダム洪水調節の代替として引堤を行った場合に、引堤区域にあった住宅、工場、企業事務所等の移転地の敷地造成によって、新たな自然環境の破壊が生ずるが、ダム貯水池面積より一般に引堤面積が広い。ダム貯水池の出現で、富栄養化等の負の効果もあるが、例えば室生ダムのアオコ問題は下水処理水をバイパスすれば、少ない予算で解決できる。記述が公平でない。			
	17	「税金の使い道を大きく変えなければ・・・」については、「治水対策のあり方に関する有識者会議」としての報告とすれば極めて遺憾である。衆議院議員選挙の民主党マニフェスト、子供手当の支給総額約4.6兆円(初年度2.25兆円)のために用地買収が終了し工事实施中ダムの事業を中断して税金の使う事に有識者は賛同されているのですか。欧米諸国に比して治水安全度の低いわが国において、治水の重要性を主張していただけるのは誰ですか。			
4	18	「・・・人口減少や産業構造等の変化は水需要の減少を招く・・・」については、日本の食料を60%以上を輸入している。農産物輸入量の生産に要する水量は、640億m ³ /年である。(東大 沖 大幹助教授) 発展途上国の人口増と経済発展により、食料の輸入量は、将来、減少するので日本の食料を確保する灌漑用水量を確保すべきである。日本は増大する世界人口の移民を受入れる立場にあり、また生産活動維持のために日本の人口減はない。			
5	11	「・・・中期的目標・・・その目標に対する・・・」については、淀川水系流域委員会では、戦後最大洪水28年13号台風の実績洪水を対象にして、大戸川ダムの必要性が議論された。ダム・堰等の大規模構造物は工事实施基本計画に定められた基本高水、計画高水流量を対象に先行して整備すべきである。建設された洪水調節ダムは、地球温暖化進行に伴う短時間・高強度の豪雨に対しても、ダム群による特例洪水調節操作によって効率的に対処すべきである。			
	12				
8	8	「・・・できるだけダムに頼らない方策の検討を要請・・・」については、経済性、ダムを設置しない場合の引堤による代替宅地造成による新たな自然破壊と、ダム貯水池の限られた範囲の自然破壊、ダムの環境緩和措置を考慮されて、ダムに頼らない方策の検討が必要と考えられているのか。			
	12	「・・・自己完結的に洪水を処理することに重点を置く・・・」については、重点を置くことの理由が全くわからない。琵琶湖～瀬田川～淀川の治水は、淀川改良工事によって成功をおさめて大阪・京都・滋賀の産業経済を発展させたが、自己完結型で淀川水系の適切な治水計画が策定できるとは思えないし、他の水系も同じであり、経済的かつ迅速に整備できる手段ではない。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	73歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
8	15	「・・・公共施設での棟間貯留、各戸貯留、浸透施設の整備・・・」については、前期降雨の影響もあり、ピーク時洪水流量の低減量は僅かである。（宅地開発の著しい小流域で全家庭に各戸貯留施設を設置して、実績降雨でピーク流量の低減を計算したが、その効果は5%以下であったと記憶している。）洪水調節ダムの要否の判断に掲げることは疑問である。（単位流量調節当りの建設費は安い順に、ダム、遊水地、調整池、各戸貯留施設である。）			
10	16 ～ 18	「・・・複数の既設ダム・・・効率的にダムを運用し、新しいダム建設するよりも・・・」については、ダム建設反対の意見である。ダムは、長寿命化によって半永久構造物とすることが出来る。河川整備基本計画によって必要とされたダムは、全て整備し、ダム群全ての貯水容量を活用して、将来の地球温暖化による以上の豪雨に対しても、ダム群統合操作によって洪水氾濫を防除すべきである。有識者会議の意見は、将来の安全な生活環境形成に反するものである。			
15	17 ～ 19	「検証が終了・・・用地買収・・・本体工事の各段階に・・・予算措置を講じない・・・」については、治水工事推進の緊急性を念頭においていない。多くの事業は、関連する法令が新たに定められた場合や、変更された場合に経過措置で、着手していた事業の継続が認められている。ダム工事実施中の河川下流で、洪水氾濫が発生したダム（足羽川ダム、川上ダム等）があるが、検証が終わるまで新たな段階に入れないのは、流域住民無視で問題がある。			
20	19 ～ 21	「治水対策案は・・・(1)～(26)を参考にして幅広い方策を組み合わせ・・・」については（7）～（25）の検証は意味がない。いたずらに検証期間を長引かせて、洪水調節ダムの中断を長引かせ、洪水氾濫災害の発生を待つようなものである。 参考として淀川水系流域委員会に対して提出した「福井市の洪水氾濫を防げた足羽川ダム」「#ダム建設の中断が洪水氾濫災害を生む#」の意見を添付する。			
24	1～ 2	「・・・計画高水位以上でも決壊・・・流下能力を向上・・・」については、大洪水の水流を見ていない技術者の判断と思われる。洪水は橋梁や河道内の樹木の影響で縦方向の「うねり」や風による横断方向の波浪が発生する。淀川水系流域委員会で同様な意見を述べたが、波浪等により氾濫水が堤内の低地に集中して流れると家屋倒壊・流失する大災害となる恐れがあること、流下能力の向上とするのは河川管理施設構造令等に問題があるので意見を添付する。			

平成20年5月22日

淀川水系流域委員会に対する意見6-2

参考資料一7

[安全で豊かな生活基盤形成のために多目的ダムの建設推進・活用を期待する]

福井市の洪水氾濫を防げた足羽川ダム

#ダム建設の中断が洪水氾濫災害を生む#

1. はじめに 省略
2. ある悲しい出来こと 省略
3. 担当した近畿地方建設局管内のダム事業の回想
- 3-1. 足羽川ダム調査事務所の設立準備(昭和57~58年度)

(1) 美山町における足羽川ダム立入り調査の交渉

昭和57年4月に福井工事技術副所長で赴任し、苦勞したのは足羽川ダム事業調査であった。ダム建設予定地の美山町長がダム建設に反対であり、現地立入調査を了解してもらえなかった。私は毎週の夜、美山町に出向き、2つのダム対策協議会の方々と打合わせを行っていた。ダムを建設する足羽川は、福井市内を流下する治水安全度の低い河川であり、福井市長に次の御願いをして私の在職中に2回、美山町長へ足羽川ダム立入り調査の協力を陳情して頂いた。

[足羽川ダム調査立入りに関して福井市長に御願いした概要]

御承知のとおり昭和40年9月奥越豪雨は、70mm以上の時間雨量5時間も連続して、西谷村が洪水氾濫等で壊滅状態となり、下流大野市も大きな氾濫災害が発生しました。これを契機として、西谷村を水没地とする真名川ダムが建設され九頭竜川の治水安全度は高められ大野市、福井市は治水の受益者となっています。福井市内を流下する足羽川の治水安全度は低く、奥越豪雨より少ない降雨量で足羽川は破堤する危険があります。更に、足羽川は西谷村から15kmと近いので、破堤をもたらす洪水の発生は近い将来に必ずあり得るものです。美山町は足羽川ダムにより水没するという犠牲があり、福井市は治水上の受益者でありますから、ダムの現地立入り調査を了解していただくよう美山町に陳情していただきたい。

近畿地建河川部から昭和59年度に足羽川ダム調査事務所開設したいので、事務所開設の条件である「ダム近辺の民地で地質ボーリング」を実施するよう指示された。ダム対策委員会と協議を重ねて「民地での地質ボーリング調査」の了承を得て実施することができた。

(2) 足羽川ダム事業のその後

私が猪名川工事副所長で転勤した昭和59年4月に足羽川ダム調査事務所は開設された。

足羽川ダム建設は美山町長が反対であったので協力が得られず、その後、美山町上流の池田町を建設予定地とするダム基本計画の変更がなされた。

平成16年7月に福井豪雨が襲い、美山町の雨量は時間最大雨量96mm、総雨量285mm、に達し、足羽川が破堤し、美山町、福井市の浸水被害は、死者4名、家屋全壊57棟、半壊家屋138棟、床上浸水3,314世帯と被害は甚大であった。

調査事務所の開設から福井豪雨まで約20年経過した。私が福井市長に奥越豪雨に関連して足羽川ダムの必要性を説明して陳情を御願いした内容は、その後も足羽川ダム工事事務所によって、美山町長、水没関係者に繰返し話されてきたはずである。

奥越豪雨大水害のような氾濫災害を回避したい認識があれば、平成16年の福井豪雨までに足羽川ダムは完成でき美山町、福井市の大水害はなかったであろう。因みに福井豪雨では、大野市内を流下する真名川流域も足羽川流域と同程度の降雨状況であったが、真名川ダムの洪水調節によって大野市の洪水氾濫は防がれている。

3-2. 余野川ダム建設の箕面市了承（昭和60年度）

(1) 猪名川の河川整備の順序

昭和59年4月に猪名川工事の河川担当の副所長で着任し、引継の際に、昭和58年10号台風の洪水は、銀橋付近狭窄部で堰上げられ、上流で床上浸水359戸、床下浸水約3,000戸の洪水氾濫被害が発生して、一庫ダム放流について氾濫地域の住民に誤解があり大騒ぎになったと伝えられた。

一庫ダムは一庫大路次川に設置され、一庫大路次川は狭窄部の銀橋上流で猪名川に合流する。

10号台風の洪水は、猪名川筋で大きな出水となり、ダム操作規則による洪水調節開始流量に達したので、下流の池田市、伊丹市等に対して「只今から一庫ダムは洪水調節を開始して放流します。」と連絡したが、既に銀橋上流の市街部で家屋が浸水していたので、住民は「一庫ダムから放流を開始する。」と誤解さ

れて「家屋が浸水しているのに放流するとは何事か」という苦情が寄せられ、その対応が大変であったそうである。

これを説明すると10号台風で増大しつつある一庫ダムの流入量は、操作規則に定める洪水調節開始流量まではそのまま放流されるが、洪水調節開始流量より大きい流入量は、その一部をダム貯留して減少させて放流し、浸水被害が軽減されるので、一庫ダムが非難されるべきではない。（銀橋狭窄部等の河道改修や余野川ダム建設が急務であることである。）

猪名川治水安全度は、特に軍行橋から上流部で低く、すぐにでも氾洪水溢があり得るので、まず洪水に対する危機管理体制を出水期までに、猪名川工事と水防協力会（沿川の建設業者）が合同で、洪水対策計画書を策定して水防活動を円滑に行なえるようにした。

私は、猪名川の治水整備の順序は「①余野川ダムによる洪水調節によって河道配分流量を低減させる。」「②木部地区狭窄部の開削を行なう。」「③下流部河道の堤防護岸等を整備しつつ、下流の安全な流下能力を考慮して銀橋狭窄部を段階的に開削する。」と認識していた。

(2) 余野川ダム建設の箕面市了承

昭和60年に入り、ダム担当副所長が病気で休まれるので代わりの副所長が来られた。事務所長は、2人の副所長について、ダムと河川改修の担当を決めなければならない。新任のY副所長は、淀川工事において樞門等の重要構造物を直営で設計された優秀な人であるが、水没地関係者との対応は雑草のような私の方が適していると思い、事務所長には内緒で河川部長に会い「私は本省開発課のダム管理係長を3年、福井工事副所長で足羽川ダムを2年担当したので、ダム担当副所長でも受けます。」と売込み4月からダム担当副所長になった。

ダム建設工事に未着手のダム担当副所長は、水没地関係者に協力を頂くことに専念するので、下積みの仕事であるがK蔵谷ダム管理所長の恩に報いることであると思い売り込んだのである。

猪名川河川整備の順序は、まず「余野川ダム洪水調節によって河道配分流量を低減させる」ことを確信していたこともある。

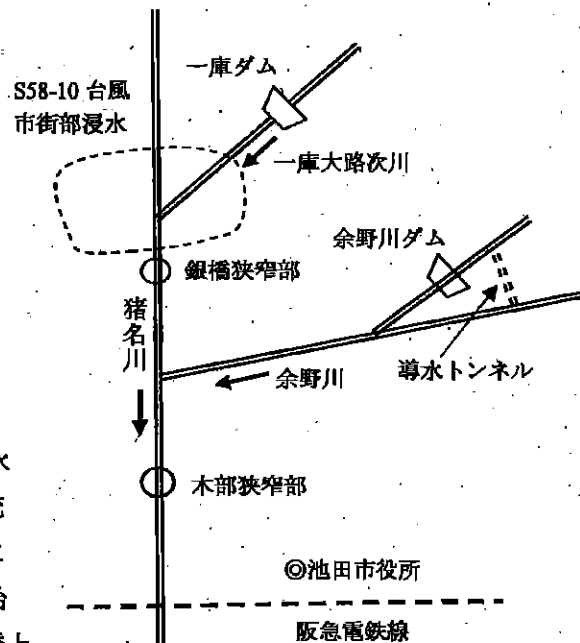


図3-1. 猪名川とダムの模式図

箕面市はダム建設了承の条件は、ダム貯水池周辺の都市開発の実現であり、近畿地建河川部と大阪府の努力により目途がつき、ダム建設の建設が箕面市及びダム対策委員会等に了承された。

(3) 余野川ダム建設遅延させた理由と責任は？

1) 促進すべき余野川ダム建設

整備計画原案は「余野川ダムは、治水安全度について他の支川とのバランスをふまえ、実施時期を検討する。65p」としている。余野川ダムは計画流入量 $280\text{m}^3/\text{s}$ を $270\text{m}^3/\text{s}$ 貯留して猪名川・余野川の洪水氾濫を大幅に軽減する施策であり支川とのバランスを考慮することはない。

昭和58年10号台風による猪名川の洪水氾濫被害と平成16年7月の福井豪雨による美山町、福井市の洪水氾濫被害の発生を考慮すれば、余野川ダムの実施時期を検討する段階ではない。

第73回委員会で池野委員は「余野川ダムは洪水調節効果が大きく、河川環境に対する影響も少ない。既に、用地買収・洪水導水トンネル工事が完了しており、残事業費も少ないのでダムを完成させるべきである。」という趣旨の意見を述べられた。私も全く同感であり、平常時の流水は余野川に流し、洪水だけを小支川に貯留する余野川ダムは、河川環境への影響が比較的少ない*1ので早急にダム本体、取水堰に着手し完成させるべきである。

2) 余野川ダム建設を遅延させた理由と責任は？

余野川ダム建設が箕面市に了承されてから20年以上経過した。猪名川の治水安全度は低く昭和58年10号台風以上の規模の台風等が今年にも来襲し大規模な洪水氾濫となる可能性がある。

この場合には、国が損害賠償できないので、多くの浸水被害者は余野川ダム建設を遅延させた理由を河川管理者に問うであろう。

既に、箕面市市議会や大阪府・兵庫県議会等は余野川ダム基本計画を了承されているので、近畿地整が矢面に立つことになるだろうが、整備計画原案の「余野川ダムの実施時期を検討する。」という記述では、実施中ダムの建設推進を怠っているとみなされるので、河川管理者としての責任は重大である。

また「猪名川の低水路を掘削する。」と記述しても、「都市用水が必要なくなったからダムによる洪水調節は実施しない」では河川管理者の責任は免れるものではない。

実際に大規模な浸水被害が発生した場合の被害者の対応等を想定して、整備計画で取り組むべきことや、記述すべきことを府県・市の意向を踏まえて検討すべきであろう。

いずれにせよ、整備計画に「余野川ダムの実施時期を検討する。」という記述をするのであれば、公文書等でその理由を明確にしておかなければならない。

*1) 河川環境への影響が比較的少ない

- ①取水堰高が低く魚道等の設置により縦断的連続性が確保できる。
- ②取水堰下流に無害中小洪水を流せば河床砂礫の古い付着藻類やゴミを掃流出来る。
- ③下水処理場に取り込まれて減少した猪名川の維持用水を洪水の貯水量で補給でき魚類等の生息環境が改善される。

平成20年2月15日

淀川水系河川整備計画原案に対する意見—5

参考資料—9 [洪水の越流で破壊されない堤防（越流可能堤防）整備について]
* 超過洪水対応の越流可能堤防は河川整備基本計画対応後に整備すべき*

1. はじめに

第72回流域委員会において、宮本委員長は洪水の越流で破壊されない堤防（以下「越流可能堤防」という。）を先行して実施することを提案され、そうすれば戦後最大洪水に対して工事中の洪水調節用ダムが不要であるとも言われた。また、国土交通省の重点施策である越流可能堤防を実施できない理由を明らかにすることを近畿地整河川部長に強く求められた。

第一次流域委員会においても宮本氏（近畿地整の淀川工事事務所長。河川部長）は「したたか堤防構想」を説明された。しかし私は「したたか堤防」＝「越流可能堤防」は賛成であるが、法制度・予算上等の問題があるので、河川整備基本方針に定める基本高水流量対応後に超過洪水対策として整備する方向でなければならない」と思っている。この思いは、「①河川管理施設等構造令との関連」、「②越流可能堤防の構造（安価で安全）と実施時期」等を懸念したからである。

また、第72回流域委員会で宮本委員長は、「戦後最大洪水流量で計画高水位を17cmしか上昇しないのに大戸川ダムは必要なのか。」と言われたが、越流可能堤防を先行する意見を、併せて考えると、淀川水系河川整備基本方針に沿って、河川整備計画を現段階・将来において、どう定めようとしておられるのか、次の点が読みきれない。

①今回の河川整備計画は今後30年を目標として、保津峡・岩倉峡は開削せず、越流可能堤防を先行実施して超過洪水についても壊滅的な洪水氾濫被害を防ぐ。

〔疑問〕この際の河道配分流量を定める洪水調節量に工事中のダムを見込むのか、見込まない（ダム中止）のか。

②将来（30年後）の河川整備計画は、淀川中下流の整備状況に応じて、保津峡・岩倉峡は開削せずに越流可能堤防を先行実施して、超過洪水についても壊滅的な洪水氾濫被害を防ぐ。

〔疑問〕この際の河道配分流量を定める洪水調節量に工事中のダムを見込むのか、見込まない（ダム中止）のか。また、河川整備基本方針に定める淀川（枚方）の洪水調節施設による調節流量 $5,500\text{m}^3/\text{s}$ は、既設ダム・工事中ダムだけでは調節できないと思うが、新たなダムを計画に組み入れるのか。

委員及び傍聴者は、越流可能堤防を先行実施すれば、工事中のダムを含めて洪水調節ダムは必要ないとの意見・提案に傾いているが、私は反対であるので意見を述べる。

2. 「越流可能堤防」の河川管理施設等構造令に係る懸念

(1) 河川管理施設等構造令第18条（構造の原則）について

宮本委員長の「越流可能堤防」構想を聴き、まず私の脳裏に浮かんだのは「河川管理施設等構造令」の第18条（構造の原則）である。

「河川管理施設等構造令」の第18条（構造の原則）

堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

「計画高水位以下の水位に対して安全な構造とする」ことは、「護岸については①護岸の高さは計画高水位*1とする。」、②橋梁については、桁下高を計画堤防高（計画高水位＋堤防余裕高）と同じにする。」等が定められている。構造令に定める「計画高水位以下の水位の流水の通常的作用

に対して安全な構造とする」ことを記憶していただき、私の疑念を述べることにする。

*1) 護岸の高さは計画高水位とする。：堤防高は計画高水位に余裕高を見込んだ高さで、この余裕高は「洪水の波浪、うねり、跳水等による水位上昇に対して堤防の高さに余裕をとる。」とされている。洪水が計画高水位を超えると、護岸上部の土堤部分は水を含んで軟らかくなって崩れやすくなる。崩れかけた堤防の法面を水防団が張葎工・土俵積工等により食い止めなければならない。洪水時に現地を見ている先輩たちは、「堤防余裕高を堤防必要高に改めるべきだ。」という。私も同感であり、水防団員が減少している現状から護岸高は堤防天端高とするように構造令を改めるべきであると思っている。

(2) 越流可能堤防の河川管理施設等構造令に係る懸念

1) 越流可能堤防推奨の理由

宮本氏の「第1次流域委員会における淀川河川事務所長・河川部長」及び「第3次流域委員会における流域委員会の委員長」としての立場の発言等から、宮本委員長が越流可能堤防を推奨される理由は次のとおりであると推測している。

宮本委員長が越流可能堤防を推奨される理由(推測)

[前提]

- ①現在の堤防を洪水の越流によって崩壊しない安全な構造とし、洪水流下断面積を堤防天端高まで見込み、更に越流を許容して超過洪水に対処する。
- ②河川整備計画の計画目標年は30年程度とし、淀川水系の直轄事業費の予算規模に配慮して、戦後最大洪水流量を対象とした治水計画とする。
- ③下流の洪水流量を増大させる保津峡、岩倉峡の開削は、当面実施しない。

[推奨される理由(推測)]

- ①越流可能堤防は堤防天端高まで洪水流下断面積が拡大するので、基本高水流量は既設ダムによる洪水調節と従来の河道改修計画断面で処理できる。(建設中のダムは不要である。)
- ②どのような超過洪水に対しても、破堤しないので壊滅的な浸水被害を防ぐことができる。

2) 越流可能堤防の河川管理施設等構造令に係る懸念

河川管理施設等構造令に関連して、越流可能堤防に私が懸念するのは次のとおりである。

①計画高水位の設定方法

河道の計画高水位は、河川整備基本方針に定める基本高水流量からダム等による洪水調節量により低減した河道配分流量により決めると私は思っている。

まず越流可能堤防の場合に、河川整備基本方針に定める河道配分流量から求めた計画高水位(H_o)と戦後最大洪水流量で求めた高水位(H_s)をどうするかを考えてみた。

戦後最大洪水流量を対象にした治水安全度を判断する場合に、「a.既設ダムと共に工事中のダムによる洪水調節を見込んだ河道配分流量による高水位(H_{s1})を対比する」、「b.工事中のダムによる洪水調節効果を見込まない河道配分流量により高水位(H_{s2})を対比する」の2ケースが考えられる。

更に宮本氏の構想は「c.河川整備基本方針の基本高水流量を対象とするが、越流可能堤防にすることにより、建設中ダム及び今後計画すべきダム等の洪水調節量を考慮しない河道配分流量で新たな計画高水位を定める」と判断されるが、「a.のケース」及び「b.のケース」と共に計画高水位をどのように考えておられるのであろうか。

②河川管理施設等の設計方法と計画高水位のとり方による安全性

河口堰、水門、橋梁等の河川管理施設等の構造は、河川管理施設等構造令に「計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とする」と定めているので、計画高水位のとり方に

よって構造物の安全性が大きく支配される。これを橋梁による例を示す。

[計画高水位のとり方と橋梁の安全性]

○前提条件 河川整備基本方針に定める淀川本川の基本高水流量（安全度 1/200、 $17,500\text{ m}^3/\text{s}$ ）を既設ダムによる洪水調節流量（仮定、 $2,000\text{ m}^3/\text{s}$ ）を考慮すると河道配分流量は $15,500\text{ m}^3/\text{s}$ となる。（仮定、 $17,500 - 2,000\text{ m}^3/\text{s}$ ）

淀川工事実施基本計画改訂に定める計画高水位と計画横断形状（流下能力 $12,000\text{ m}^3/\text{s}$ ）により、河道配分流量は $15,500\text{ m}^3/\text{s}$ を流下させた場合の水位は、定められた計画高水位より約 2 m 上昇する。堤防の余盛（土堤の沈下量を見込み計画堤防高より高く盛土する高さ）を考慮しないと計画堤防高となり、河川の波浪、うねり等を考慮すれば「宮本構想の越流可能堤防」とせざるを得ない。また、この場合の計画高水位は、ほぼ計画堤防天端高となる。

水位上昇高：H 河幅：B = 600 m 平均流速：V = 3 m/s （仮定）

河道配分流量：Q = $15,500\text{ m}^3/\text{s}$ 実施基本計画改訂河道配分流量：Q₀ = $12,000\text{ m}^3/\text{s}$

水位上昇高 H = $(Q - Q_0) / B \cdot V = (15,500 - 12,000) / 600 \times 3 = 1.94\text{ m}$

（以上は資料がないので仮定の数値である。必要であれば河川管理者で検討されたい。）

○計画高水位のとり方による橋梁の安全性に対する影響

橋梁の設計は、工事実施基本計画改訂に定める計画高水位を基にして設計される。越流可能堤防による計画高水位上昇（2 m）が、橋梁の安全性に影響を与える主なものは、次のとおりである。

- a. 橋脚に対する外力として、水位上昇分 2 m の流水力が増大する。
- b. 橋梁上部工下面から流水までのクリアランスが 2 m 減少して、橋梁上部工は流木が衝突し、波浪やうねりが打ち寄せ危険な状態となる。

以上は計画高水位のとり方と橋梁の安全性に対する影響を例示したが、河口堰、水門等も計画高水位相当分が高くなれば安全性に影響を受けることになる。

3) 計画的に洪水氾濫を生じさせることの補償制度に係る懸念

越流可能堤防計画のための計画河道配分流量をどのように考えられているかは、私にはわからない。例えば、「2- (2) -2)-①-ケース c.」で考えると、河川整備基本計画に定める基本高水流量が発生した場合には、波浪やうねりで、堤防を越流することになる。言い換えると計画河道配分流量で洪水氾濫を容認していることになるので、予め氾濫した水の処理や被害を受けた人の補償のあり方を決めておかねばならない。

3. 越流可能堤防の構造（安価で安全）と実施時期に係る懸念

(1) 越流可能堤防の構造について

国土交通省重点施策の越流可能堤防が実施できない理由について私の考えを述べておきたい。

1) 洪水を越流させる堤防の安全性を補償する構造について

洪水を安全に越流させる堤防は、費用面を考慮しなければ直ちに答えが出る。しかし、公共費である河川改修事業で実施するならば経済性が追求される。

話を進める前に、越流可能堤防を通常工法である法面を覆う工法（法覆工）で行なうことにして、概算の数量と費用を推定してみた。

越流可能堤防の法覆工の面積計算（淀川河川事務所管内）

1. 各河川の法覆工の必要長さ（a.表法は計画高水位から堤防天端高までの法面、b.堤防天端幅、
c.裏法面、（法面及び小段）、d.法尻保護3mを見込む。淀川管内図の標準図による）
①淀川・宇治川 33m ②桂川 29m ③木津川 30m
2. 越流可能堤防の延長
①淀川・宇治川（淀川大堰9.6kmから宇治橋50.6km） 41km
②桂川（三川合流点から渡月橋） 18km ③木津川（三川合流点から加茂） 31km
3. 越流可能堤防の法覆工面積（1.×2.）
①淀川・宇治川 $33\text{m} \times 41,000\text{m} = 1,353 \text{ 千}\text{m}^2$ ②桂川 $29\text{m} \times 18,000\text{m} = 522 \text{ 千}\text{m}^2$
③木津川 $30\text{m} \times 31,000\text{m} = 930 \text{ 千}\text{m}^2$ 合計 2,805 千 m^2
4. 越流可能堤防事業費
仮に法覆工単価＝2万円/ m^2 とすると、越流可能堤防事業費は561億円となる。

越流可能堤防は全ての区間が完了しなければ治水目的を果たすことが出来ないの、早急に完成させる必要がある。例えば10箇年で完成させるには、1年に約56億円となり近畿地方整備局各事務所の河川改修費を節約しても越流可能堤防工事に流用することは出来ないであろう。

そうすると越流可能堤防を新規事業として予算要求しなければならないが、ダム事業を推進しないで、越流氾濫補償に問題のある制度を大蔵省が認めることはないであろう。

従って、越流可能堤防工事を実施するなれば、建設コストを下げて河川改修費の範囲で実施することになるので、不腐食布で法面を覆う等の安全な工法・素材等の検討を要するが良い答えが出るであろうか。

(2) 越流可能堤防工事の実施時期について

越流可能堤防工事を実施する時期は、河川整備基本計画に定められている基本高水流量によりダム等の貯留施設が完成し、計画高水位以下の水位で計画河道配分流量を流下させることができる状態に至った時であると思っている。

そうしないと超過洪水の越流水深が大きくなり、堤内地の低地部分に氾濫した水が集中して流れ家屋倒壊・流失する大災害となる恐れがある。

以上

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
1	16	税金の使い道を変えることがどうして「できるだけダムにたよらない治水」に結びつくのか理由も書かれておらず全く理解できない。 ましてやコスト最小を望むとしてもダムを含めた対策案を同一の基準でもって評価すべきあって、最初からダムを劣後にした言い方をすべきではない。				
13	6	対策案の治水安全度は整備計画程度とされているが、検証ダムは整備方針のフルスペックで建設(計画)されているものも多くあり、整備計画の安全度確保だけなら計画規模(高さ)、場合によってはダムサイトの変更も考えられ、比較条件が異なる。				
59	15	コスト重視はやむを得ないが、対策案の評価は単一案の評価のみか。複数組み合わせ案(ダム+遊水池、遊水池+堤防嵩上げ等)の比較は行うのか。行うとすれば対策案の数はものすごいものとなるが。				
59	17	ダムの場合上流部に建設することが多く、直轄区間外にも効果があるがそれも含めた比較となるか。 大河川の場合特に降雨パターンによってダム、遊水池は建設位置によって効果が極端に変わるがどう評価するのか。				
59	23	優劣順位がでたとして、ロードマップの考え方がよくわからない。コストだけなら比較1位(例えば遊水池)のものだけに集中投資し、他のものは並行してはやらなくてよいこととなる。(雨水貯留、浸透対策等はやらない) また、計画洪水対策と超過洪水対策、堤防強化策等の順位付け、または投資バランスはどうするのか。				
62	6	利水者やダムそのものを中止した場合、それまでに投資したものをどう処理するのか(返還を含む)等撤退ルールをあらかじめ確立しておく必要がある。				

2010年 8月11日 17時49分

NO. 1616 P. 1

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	26	⑥性別
					男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		①高規格堤防について 堤防周辺にはすでに、多くの住宅等があり、それらを移設するには莫大な時間とお金がかかることが想定される。 また、一部では堤防改修は、その他地域により大きな不利益をひきよすため、おそれ多い範囲で改修が必要とあてくるため、現実的には非常に困難である。 ②森林保全について 森林は雨水を吸収してくれるが、大雨・豪雨時には吸収に対応できず、溢れ出る。また、豪雨時には森林は倒木してしまい、利水できない。 ③遊水池について 遊水池も現在土地利用がなされている場所に作るわけではなく、非常に困難であることが考えられる。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]					
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢		59	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
20	6	複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本とあるが、河川整備計画で位置づけられている個別ダムは、基本方針レベルの安全度で、対案との比較検討もなされた上で位置づけられている。ダムによらない治水対策案についても、基本方針レベルでの比較検討が必要ではないか。(比較検討の土俵が違いすぎる)					
37	15	ダム中止に伴って発生する費用については、貯水池周辺を現状回復させるために必要な費用は勿論、水没予定者の精神的苦痛（国の方針に振り回されてきた迷惑料的なものも含む）や地域の疲弊度等も金銭換算することが必要と考える。					
62	6	例えば、検証対象ダムを中止すると判断された場合には、河川法に基づく河川整備計画の変更の手続きを進め、又は進めるよう指示するとあるが、この有識者会議での検討結果を結論ありきで河川法を利用して後付で位置付けることは、河川法の精神・趣旨に反しているのではないか。					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス
④職業		会社員	⑤年齢 63
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
13	6	2. 2 検証に当たっての基本的な考え方 (3) 治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度とありますが、河川整備計画の目標値は、各河川に於いての整備率・地域特性によって決定されているものではないでしょうか。検証にあたっては、全国一律、最低でも100分の1の安全度を設定して計画を検証すべきだと考えます。 資産の集積・人口集中等によって安全度が変わってくることは仕方ないことだと思いますが、直轄河川に於いては最低100分の1の治水安全度の達成は必要だと思いますので、「治水対策案は、最低でも100分の1の治水安全度を目標に立案する」とすべきです。	
15	18	「検証が終了するまで、各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」とありますが、用地補償基準に妥結していれば、その時点において生活再建に向けて、代替え地等の準備を始めているのが実態です。 このことから考えると、「実態として用地買収、生活再建工事に入っていると認められる場合は、例外とする。」を追記すべきです。	
60	8	②「一定期間内」とありますが、時間的な観点から、河川整備計画では早期に治水安全度を向上させる目的で期間を設定されているものだと思います。このことから、「一定期間内」だと、時間的に曖昧な表現になることから「河川整備計画期間内」に変更すべきだとも思います。	
42	3	(8)「流水の正常な機能の維持への影響」とありますが、河川法をみますと、流水の正常な機能の維持は、第1条の目的に記載されています。このことから考えると、影響ではなく「流水の正常な機能の維持の確保」とすべきです。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		団体職員	⑤年齢	61	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	1 以下	ダムを検証は、ダム含みの案とダム以外の案とし、安全度レベルは河川整備計画を基本としている。しかし、ダムは整備基本方針に位置づけられており、この規模での建設とせざるを得ず、整備計画見合いのダム以外の河道整備等とは比較の条件が違っている。従って、ダム以外の案についても基本方針レベルの安全度が確保可能な施設で検討すべきではないでしょうか。			
20	下7 以下	治水対策案を26種類提案されているが、報告書も認めているようにダムの機能を有しない施設や効果の定量把握が困難なものもある。治水計画上の基本高水流量、計画高水流量は定量的に示される性格のものであり、これに対して、樹林帯等、水田の保全、森林保全などなじまない手法も提案されているが、作業の繁雑性やいたずらな期待感を与える恐れがあり、これらは整理すべきではないでしょうか。			
59 ～ 60	13	検証には、コストを最も重視するほか一定時間に効果の発現も確認しているが、それに相応しい時間が決め難い。従って、コスト算定に現時点から事業完成までの期間の想定被害額（要手法の検討）を考慮し、比較する事ができないでしょうか。 また、用地買収交渉の妥結や生活再建事業の実施等、地域の合意形成がなされている事業については「例外的継続」という扱いを盛り込むべきではないでしょうか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス
④職業		会社員	⑤年齢 39 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
14	10	「個別ダムの検証は、…事業の継続方針又は中止の方針を決定するものである。」となっているが、ダム建設は、河川整備基本方針の目標を達成するための施設として河川整備計画等に位置づけられているはずである。河川整備計画レベルに対応した治水対策案の比較検討のみによってダム事業の継続、中止を判断することはできない。（基本方針に対応した治水対策案の比較検討が必要）。	
35	9	ダム中止に伴って発生するコストとして、ダム事業と一体で実施することを約束していた地域振興費用や水没予定者への補償金も払う前提で計上すべきである。ダムにより長い時間心理的負担を強いられてきた住民や関係者の労苦に報いる前提で代替案を検討すべき	
60	5	「①一定の「安全度」を確保することは当然の前提として、「コスト」を重視する。なお、「コスト」の算定にあたっては、各地域におけるこれまでの事業の経緯などの実情も考慮する」とすべき	
62	18	前原大臣が中止の最終判断を行う場合には、判断の理由を明確にし、地域に不安が生じないように、その対策、ダムに代わる具体的対策案、河川整備基本方針の目標達成の道筋などを公表する必要がある。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		神職		⑤年齢	65
				⑥性別	男
意見提出箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
9	14 5 18	森林や農地の水源涵養機能（保水能力）は、予想以上に大きいものがあるから、これらを治水対策の基本要素とすることは当然なことである。 また、ダム建設の評価要素として集水面積がある。集水面積の少ない所に大切な森林を削ってダムを建設しても、その意義・効果は薄い。従って、費用対効果、及び河川の安全性から見て、集水面積の少ない所のダム建設は、無意味である。小石原川ダムがこれに該当する。			
13	9	河川対策の安全性から見て、洪水実績は極めて重要な検			

13

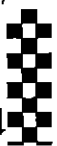
9
5
11

河川対策の安全性から見て、洪水実績は極めて重要な検証項目である。これについては、大雨のときに警戒水域に達した回数や、川底の異常に高い箇所の有無など詳細に検証する必要がある。しかしそうした懸念すべき事象が無ければ、治水対策としてのダムの建設の意義は半減する。小石原川ダムの下流である甘木川は流域面積も広く洪水の危険性も極めて低いし、その上江川ダムもあるのだから、小石原川ダムの必要性などない。

18

13
5
14

関係利水者の主体は市民であるから、今回の見直し再調査では、十分市民の声を聞くべきだが、関係自治体で実際に市民の声を聞いている自治体は少ない。うきは市では小石原川ダムの凍結によって、多くの市民が地元にある合所ダムを利用すべきとして、行政当局にはたらきかけているが、行政当局は市民の声に耳を傾けることなくこれまでどうり小石原川ダムに水利権を求めている。



今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		神 職	⑤年齢	65	⑥性別
意見提出場所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
33	19	「治水上の効果が極めて小さい」ことの大きな要因は集水面積が小さいことが考えられる。そこで、集水面積の基準を設定し、その基準に達しない場合は、ダムを建設しないとすべきである。小石原川ダムの集水面積はかなり小さい。			
33	20	コストは重要な視点だが、ダムの必要度によって、コストの見方も当然変わってくる。治水上なんとしても必要であれば、コストが少々高くても高いとは思わないはずであるから、必要度の低いわりにコストが極めて高い場合は当然建設を見送るべきである。			
33	21 5 23	治水対策案の適・不適は、検証対象として極めて重要である。財政が窮乏している今日、無駄遣いは許されないだけに、市民にとって相当程度の必要性・緊急性を要しないものについては、これを対象から除外すべきである。小石原川ダム建設の計画案では、下流の甘木川の生態系の維持や、100年に1度の洪水を想定しているようだが、これを適当とみなすわけにはいかない。			
36	11 5 12	洪水の危険性は、河川の流域面積の大小だけでなく、ダムの集水面積とも関係がある。従って、河川の流域面積が大きく、ダムの集水面積が小さければ、洪水の危険性は極めて低いことになるから、このような所にダムを建設する必要性は無い。小石原川ダムがこれに該当する。			

[4]

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED] [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		神職		⑤年齢	65
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
47	1 5 4	水量に余裕のある水系から水を引くやり方は、極めて合理的で有効な方法である。この方法によって一定程度の治水対策が実現できれば、あえてダムを作る必要は無いことになる。寺内ダムの水系（佐田川）から江川ダムの水系（甘木川）へ水を引く計画になっているから、小石原川ダムを建設する意味はない。			
49	2 3 3	ダム使用权の振り替えは、水利用の効率化という点からも、必要なことであるから、各自治体間で契約が交わされておれば、国はこれを尊重し認めるべきである。そこで、合所ダムの使用权については、旧浮羽郡と福岡地区水道企業団との間で、県立会の下に契約書が交わされているので、国がこれを認めればうきは市は小石原川ダムに求めたダム使用权を撤回することができ、尚且つ、その分小石原川ダムの必要性が薄れることになる。			
49	7 5 10	諸般の事情で水の転用の必要性が生じることは、当然のことである。水の効率的運用という観点からもこれを、積極的に取り入れるべきであり、しかも、転用によって、新たなダム建設の計画や、その他の工事が不要になれば、一石二鳥以上の効果があるというものである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		神 職	⑤年齢	65	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
5/	1 5 2	当初予定の需要量と実際の使用量が大きく異なり、水あまりの地区（久留米市など）もあるようだが、その一因として事前の調査がずさんであったことが伺える。水の需要量や利用者の調査は、その趣旨や意義をよく説明した上で、調査をすべきである。見直しを余儀なくされている今こそ再調査をし、より正確な需要量を算出すべきである。開発量によってダムの規模やダムの必要性が決定されることになるから、あいまいな調査は許されない。				
5/	2/ 5 23	用水の水質は、河川によって大きく異なる。従ってダムの水を河川に放流することなく、直接ダムから取水すれば、きれいな水だけに、浄水コストも安くおさえられる。ダムを有する地区は、当然そうすべきである。うきは市は合所ダムが地元にあるので、この方法が最も合理的で安上がりである。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	65
				⑥性別	男
意見提出場所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
56	17 5 20	《要旨》 CO₂排出負荷による環境破壊は、極めて深刻な問題である。鳩山首相はCO₂の排出量について、国連会議の場で、1990年比2020年までに25%削減を表明した。それだけに、今回のダム見直しをはじめとする治水全般を検証する際の最重要課題として、このCO₂排出負荷の問題を位置づけるべきである。 《意見》 CO₂排出負荷が特に問題となるのは、取水地点から各家庭までの高低落差と送水距離である。従って地元にダムがある地区は、環境やコストの面からみても、直接ダムから取水すべきである。幸いうきは市には合所ダムがあるので、ダムから直接取水し自前の浄水場を設置したほうが得策である。仮に小石原川ダムの水を使うとすれば、取水地点からの距離が約25km平均落差が約50mだから環境・コストなどの面から見ても問題である。又、集水面積が小さい小石原川ダムは、ダムの水を一定量確保する為に、筑後川から落差が約300mあるダムまで水を引くことになっているが、これには莫大なエネルギーが必要となり、環境に与える負荷があまりにも大きい。これでは何のためのダムなのか意味を成さなく、正に百害あって一利なしである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]						
② 住所		(都道府県名)		(市区町村以下)				
		[REDACTED]		[REDACTED]				
③ 電話番号		[REDACTED]		ファックス		[REDACTED]		
④ 職業		農業		⑤ 年齢		57	⑥ 性別	男
意見該当箇所		⑦ 御意見						
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)						
		小石原川ダムについては、費用対効果の面から必要請の希薄なダムだと思います。						
		【要旨】 国や地方の借金をこれ以上増やさないためにも、地球環境をこれ以上、破壊しないためにも、不必要なダムは造ってはなりません。 【意見】 筑後川流域の福岡県南流域の都市用水は、確保されている水量の約52%程度しか利用されておらず、これ以上の用水確保は無駄であり、必要ならば、余剰水（農業用水・都市用水を問わず）を融通するシステムこそを模索しなければならない問題である。						
		余剰水の融通性について、近くの水（余剰水）が利用できる方が国や地方の税金の投資額が少なくすみ経済的でもある。 日本は、今後、ますます高齢化が進めば税収は見込めなくなるため、無駄な公共工事は止め、有効な税金の使い方をして頂きたい思います。 今、私たちが生きる為にも自然環境を護ることは大事なことだと思います。						

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)							
② 住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③ 電話番号				メールアドレス			
④ 職業		農業		⑤ 年齢		57	⑥ 性別
							男
意見該当箇所		⑦ 御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
		小石原川ダムについては、費用対効果の面から必要請の希薄なダムだと思います。					
		【要旨】 国や地方の借金をこれ以上増やさないためにも、地球環境をこれ以上、破壊しないためにも、不必要なダムは造ってはなりません。 【意見】 水が必要なのは人間だけではないはずです。 その河川に住んでいる、土の中にいる生き物たち、植物、魚や虫だって同じことなのです。 また、当地域には、地球上で唯一の非常に希少価値の高いスイゼンジノリの自生地でもあり、小石原川ダム計画はこの環境を奪うのではないかと危惧されます、昔の水量にし川に自然な流れを取り戻したいと思います。					
		希少価値の高いスイゼンジノリについて、スイゼンジノリから抽出された新物質「サクラン」が世界の科学者から注目を浴びている。 「サクラン」は、自然界で最大となる1600万の分子量を持つ多糖類で、1グラムで水6リットル高い吸水性に加え、レアメタル(希少金属)やレアアース(希土類元素)を吸着する性質もあります。 この素晴らしい自然環境を護ること、今に生きる私たちの努めと思います。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名（フリガナ）		[REDACTED]						
② 住所		(都道府県名)		(市区町村以下)				
		[REDACTED]		[REDACTED]				
③ 電話番号		[REDACTED]		FAX		[REDACTED]		
④ 職業		農業		⑤ 年齢		57	⑥ 性別	男
意見該当箇所		⑦ 御意見						
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)						
		小石原川ダムについては、費用対効果の面から必要請の希薄なダムだと思います。						
		【要旨】 国や地方の借金をこれ以上増やさないためにも、地域の生命・財産を破壊しないためにも、不必要なダムは造ってはなりません。 【意見】 利水ダム(江川ダム)のさらに上流に4,000万トンもの大きなダムを創るのは非現実性である。 小石原川ダムの総貯水量は4,000万トンなのに洪水容量は410万トンと総貯水量の約10%にしかすぎず、洪水調整能力が小さすぎるのではないかと考えます。 資料：水資源開発公団『2001事業のあらまし』 小石原川ダムの洪水調整能力が小さいため、下流の地域では洪水の心配が懸念されます。						
		小石原川ダムの洪水調整能力について、下流の利水ダム(江川ダム)は常に満水を目指して水を溜めます、その上流にある小石原川ダムは洪水容量が小さい為、すぐに満水になり、すでに満水状態の江川ダムに放流するしか方法がないのです。 役に立たない洪水防止のダムは無駄ではありませんか。						

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
② 住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		[REDACTED]		[REDACTED]			
③ 電話番号		[REDACTED]		FAX		[REDACTED]	
④ 職業		農業		⑤ 年齢	57	⑥ 性別	男
意見該当箇所		⑦ 御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
		小石原川ダムについては、費用対効果の面から必要請の希薄なダムだと思います。					
		【要旨】 国や地方の借金をこれ以上増やさないためにも、建設費のかさむ導水路事業は造ってはなりません。 【意見】 佐田川と小石原川を結ぶ導水路事業は、本当に必要なのか疑問に思います。 つまり年間を通じて佐田川をみると、河原が干し上がる時期と洪水のような大量の水が流れる時期と極端な二つの顔主を持つ川だと言える。 効果の面から必要請の希薄な導水路事業だと思います。					
		佐田川は極端な二つの顔主を持つについて説明します、佐田川は毎年秋から翌年の2月ごろまでの間、川の中流域で枯川となって河原が干し上がり無残な状態をさらけ出します。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		—		⑤年齢		⑥性別 —	
意見該当箇所		⑦意見					
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)					
16	3~	今回行われる個別ダムの検証について、現行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく事業評価（事業再評価）との関連性について整理し、事業再評価に替わるものとして取り扱えるよう検討していただきたい。					
		今後（事業再評価において用いられている）「費用対効果分析マニュアル」などのような、個別ダム検証の具体的な基準等を定める段階があれば、意見を述べる場を与えていただきたい。					
42	3~	「流水の正常な機能の維持」については、河川環境など重要な項目であることから、洪水対策と同等に、代替案を含め細かく評価すべきではないか。					
37	15~	代替案を検討するにあたって、コストとして見込む必要があるため、用地補償中もしくは終了している場合の跡地・移転者等への対応策のあり方（および、それにかかるコストの算出方法）については、基本的な考え方を示していただきたい。					
62	6~	検証及び検討に先立ち、ダム事業を中止・撤退した場合の負担金、および検証に伴う事業費の増加など、財政上の取扱いについて、明確に示していただきたい。					



(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員		⑤年齢	50
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
		ダム事業のような大型公共事業は地方の雇用を維持する役目がある。現在のような不景気で財政が厳しいときは景気刺激効果により企業の収益をあげることで税収アップと雇用確保を最優先すべき。また、ダムのようなインフラは建設後も継続的に地域経済や生活に貢献し続ける点も考慮すべき。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社員	⑤年齢	36	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	16	【要旨】 厳しい財政かつ少子高齢化社会における治水対策には、中間とりまとめ（案）を補足して、①コンパクトシティ形成と相まった土地利用規制による被害回避、②既存治水事業のフィードバックによる今後事業計画の検証、③検証におけるタイムスケジュールの明示、④基本計画における温暖化も踏まえた予測データの見直し、⑤利水によるライフラインの確保のためのシステム確立、が必要と考えます。			
15	1	【意見1】 ハードマップについては、既に大部分の市区町村で防災計画に活用されている。これを活用し、災害危険区域の指定とともにコンパクトシティ形成と相まった土地利用や居住区域を安全な区域に誘致（土地利用規制）を進めることで、被害を回避する方策が考えられる。			
15	1	【意見2】 今回の個別ダム検証の対象は現時点（平成22年）のダム事業が対象となっているが、これまで実施された類似のダム事業も同様の手法で再検証を行い、その結果を現時点の事業にフィードバックすることで、より効果的な検証が実施されるものと考えられる。			
15	1	【意見3】 今回の個別ダム検証により現時点（平成22年）のダム事業は一時凍結することとなる。地元・関係市区町村が直接的な影響を長期間受けることとなるため、検証においてはタイムスケジュールを示し、この影響も含めた検証を行う必要があると考えられる。			
19	11	【意見4】 治水対策を見直す上での洪水実績などは、近年の地球温暖化に伴う異常気象や今後予測も踏まえて見直す必要があると思われる。			
45	1	【意見5】 ダムの利水参画者は主に地方公共団体および電力会社である。市場参入を図るなど利水に対する考え方を根本から見直し、水資源そのものを財源とすることでライフラインの補填していく手法も考えられる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業		会社役員		⑤年齢		59	⑥性別
							男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
		(1) 始めに “今後の治水対策のあり方”というテーマを見て、「日本は国土が狭くて中央部に山があるので、急流河川が多く、大雨の時は水が一気に下流の町まで押し寄せてきます」という小学校の社会科で習ったことを思い出した。そして、その対策としてダムの有効性が記述されていたことも・・・。 近年は異常気象に伴うゲリラ豪雨が多発し、台風シーズン以外でも集中豪雨による被害が続出するようになった。北海道でもエゾ梅雨が定番化し、今年の夏は毎日のように雨が降り続いて頻繁に大雨警報が発令されている。緯度と気象の相関関係が崩れ、まるで日本が亜熱帯気候化へと向かっているようだ。 過去の統計にないような気象状況が生まれた時、「できるだけダムに頼らない治水」対策で本当に国民の生命・財産・産業基盤を守ることができるのか？堤防の嵩上げや数値的根拠に乏しい「緑のダム」(森林整備事業)などの手段で、三面張り化した都市空間を守ることができるのか？ 今、環境至上主義論者の正論？やダム不要論が跋扈している。ダム建設＝談合という論調から、ダムそのものまでも否定するという飛躍した論議さえ生まれ始めた。しかし、必要なのは情緒的な論議ではなく、個々の河川や土地利用などの地域条件を踏まえ、過去の治水対策の事例に基づいた冷静な論議である。“始めから結論ありき”の論議ではなく、あらゆる手段を講じた安全度の高い治水対策論議である。 (2) 幅広い治水対策案の具体的提案について ① ダムは治水対策の重要な手段であり、最初から「できるだけダムに頼らない治水」という前提条件は付けるべきではない。 ② 仮に「今後の治水対策」の策定作業において従来の法定計画(河川整備方針、河川整備計画)を変更するのであれば、法律に基づいて従前計画を無効にするという「河川法」の改正手続きを行う必要がある。 ③ 意見募集や有識者会議が単なるアリバイ作りの手段とならないよう、再検証ダムに挙げながらも中止を大前提としている八ツ場ダムのように「始めに結論ありき」という姿勢は改めるべきである。 ④ 治水の要点は“河川の水位を下げる”ことであり、洪水を貯めて渇水時に補給することである。ダム建設や既存ダム改造による洪水調整容量の拡大で河川への負荷を軽減し、併せて堤防嵩上げ・遊水池・河道拡幅を実施するという現在の治水対策は基本的に正しい方向性であると考える。					

- ⑤ ダム事業長期化の主因は本体工事より用地の確保・交渉、付替え道路の設置などによるものであり、そうした手続きが進捗しているダムは本体工事に着手していても治水効果を検証して建設の是非を検討すべきであろう。
- ⑥ 但し、ダム湖の水質・ダム周辺環境（含む生態系）の保全対策、ライフサイクルを含めた計画策定が肝要なのは勿論である。

(3) 新たな評価軸の具体的提案について

- ① 現在の治水評価基準においては、“治水目的”と“治水手段”が混同して論議されており、効果についても事業効果判定が費用対効果のみに偏り、地域の治水安全性確保という視点から外れている。
- ② 今後は費用対効果（B/C）という視点からだけではなく、洪水から住民の生命・財産、産業基盤（第1次～第3次）を守る「被害軽減効果」を算定した新たな評価軸が必要である。
- ③ 流域における治水安全度は一定という概念から、個々の河川や土地利用などの地域特性を加味した評価軸を作成すべきである。
- ④ 近年の異常気象に対応した「リスク評価」を加えた評価軸の作成も急がれる。

(4) 終わりに

北海道は 21 世紀の大地である。世界的に人口爆発が続き、将来の食料や水資源の枯渇が予測されるなか、北海道の広大な大地はその供給源として多くの可能性を秘めている。200%近い食料自給率を更に高めることで日本の自給率向上に寄与し、中国・インドなどへの輸出拡大を通じて脆弱な産業基盤の底上げを図り、新たな自立への一歩を踏み出してゆく。これがあり得る北海道の未来の姿だ。

そのためには基盤整備を進め、治水環境を整えてゆくことは緊急の課題である。大いなる国家戦略で北海道の立ち位置を定め、必要な投資を継続的に行うならば、北海道の大地は“国家に貢献する大地”として新生するに違いない。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		大学大学院教授		⑤年齢	62
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1-3		「はじめに」に対して (要旨) 全体的にダムの効果だけが強調され、ダム事業がどれほど多くの問題を起こしてきたかの整理がきわめて不十分。そもそもダムが絶対的には必要でないにもかかわらずダムを造り続けてきた問題点や、それがもたらしてきた環境破壊への言及がない。また、意見公募で、どのような意見がよせられたのか、重要な指摘はどのようなものであったか、という整理がなにもされていない。有識者会議は根本的に姿勢を糾すべきである。			
1	9-10	地元や環境に与える影響が大きい場合があり、 とあるが、「地元や環境に大きな影響を与え、」と言うべきである。 「地元や環境に与える影響が大きい場合があり」という表現は、「大きくなかった事例のほうがずっと多い」と言っているように聞こえるが、事実上、ほとんどすべてのダム建設は、地元の社会を分断し、河川環境に決定的な影響を与えてきたのであり、この「はじめに」の文章には、それに対する真摯な反省が欠けている。			
2	1-5	意見公募に応じて出された意見を反映してこの「中間とりまとめ」本文案をつくったとしているが、治水計画の根本となる基本高水流量の抜本的な見直しや、ダムによる生態系の破壊の問題点など、環境への影響を副次的にしか扱ってこなかったこれまでの治水対策への根本的な見直しが必要とする意見については、ほとんど反映されていない。			
4		第1章 1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化 財政問題だけが述べられており、なぜ、これまでダムが社会と環境に悪い影響を与えてきたのか、という問題点の整理が欠落している。			
5	8-26	河川整備基本方針における基本・計画高水流量の設定自体に大きな問題があり、それを見なおすことが、「ダムによらない治水」に向かう上で第一に取り組むべき課題であるにもかかわらず、それらを、あたかも当然の前提条件のように容認してしまっている点が、まず問題である。			
6	1-5	ダムのような大規模治水事業は、第三者の意見も聴きながら事業の継続が妥当かどうかを検討することが重要としているが、今回の有識者会議でもそうだったように、委員は事業者によって一方的に選ばれており、事業に疑問をもつ専門家や市民は、意図的に排除されているとしか思えない。公正で中立的な検討を行うには、第三者によって運営される検討機関の設置が不可欠である。			
6	23-	堤防強化の必要性が強調されているのは評価できるが、計画高水位と天端のあいだの			

7-9	25	強度を増すことで、洪水時の限られた時間内では、余裕高で洪水を処理する方向性を方針として打ち出すべきである。 従来、「総合的治水」がうたわれていたにもかかわらず、それがなぜか進められなかったことへの言及や反省がない。「総合的治水」という言葉さえ使われていないのは不可解である。
12-13		第2章 個別ダムを検証の理念 2. 1 検証の背景 背景は財政問題だけではない。環境破壊と、そもそも必要性のなかったダムがつくられてきたこと（これが実は最大の財政問題）についての言及がまったくない。
13	15-1 6	2. 2 検証に当たっての考え方 (3) ここがいちばん問題である。過去に起きた最大の実績洪水流量の1.5倍-2倍にもなる過大な基本高水流量にもとづく河川整備計画をもとにダム計画はつくられている場合が多いのだから、まずそこを見直さなければ、基本的にダムによる治水を優先することになる。まず、基本高水流量を、さまざまな観点（治水・環境・社会的影響・財政）から原点に立ちかえて検討すべきである。安全度も、高い基本高水流量をもとに算定するのは問題である。
14	2-5	(9) 一定の「安全度」を確保したうえでコストを重視するのはよいが、この「安全度」は、前述したように、高い基本高水流量にもとづく安全度であってはならない。過去最大の実績洪水流量の再来確率や、それでも氾濫しない安全度といった流域住民の認識との整合性をもとめるべきである。これによって、真のコスト削減が可能となる。
14	6-8	科学性合理性、透明性の確保を図りたいなら、なぜ、有識者委員会の委員を事業者が一方的に選び、ダム事業に疑問をもって発言してきた専門家、学識経験者を排除するのか、なぜ会議を非公開にするのか、なぜ寄せられた多くの意見のなかで検討すべきものを公開の場で検討しないのか、委員は答えるべきである。
14	9-14	個別ダムの検証は、まず、当該ダム計画を引き出す原因となっている基本高水流量の算定など、河川整備基本計画にさかのぼって検証すべきである。それなしで他の治水案との比較を行っても、ダム案に有利な結果だけが生まれ、「ダムによらない治水」への展望を開くことはできないからである。いま国民が求めているのは、まさに治水事業へのそうした根本的な見直しなのだからということを、まず委員全員が認識すべきである。
15-16		第3章 個別ダム検証の進め方 3. 1 検証の概要 「治水対策案は、現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案」とあるが、そもそも基本高水流量が過大に設定されていることが科学的な論議をよんでいるのであり、まず、この点から検証するべきである。中間報告案が「検証の結果によっては、河川法に規定する河川整備計画の変更を認める可能性」を示した点は評価するが、科学的合理性にたった検証を行うなら、つねにそうした検討が必要である。
18	1-9	3. 情報公開、意見聴取等の進め方

19	10-1 4	「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置するとあるが、関係地方公共団体は、公共事業を求めてダム事業を推進しているところが多く、これらが主体となって、「ダムによらない治水」を検討するのは、きわめて困難といえる。事業主体や直接の利害者ではなく、第三者による、より中立的な検討の場の設置が不可欠である。 公開の場での検討、情報公開が必要なことは言うまでもないが、委員の人選が事業者や「関係地方公共団体」によって一方的に行われなことが重要である。主要な段階でパブリックコメントを行い、とあるが、意見を述べても、どこまでそれが反映されるかが不透明な現状がある。本パブリックコメントも同様であり、意見陳述を行なう機会や、意見陳述者との公開討議の場の保障などが必要である。
	15-1 6	学識経験者や関係住民などの意見を聴く、とあるが、千歳川放水路計画では、国に代わって北海道が検討の場を設置し、推進側の専門家2名、慎重な立場の専門家2名、中立的立場の専門家1名からなる検討委員会を構成、委員会はさらに推進側、反対側平等の委員からなる拡大委員会を設置して、公開で討議を重ね、科学的合理性と公平性にもとづく結論を出した。合意形成には討議が必要であり、このような事例を参考にすべきである。
		第4章 検証対象ダム事業の点検 検証の内容として、ダムによる河川生態系の破壊の問題や漁業資源の減少などがまったく入っていないのが、そもそもの問題である。また、すでに述べたように、現行の治水計画については、たんに整理しておくだけではなく、基本高水流量の設定に関して、どのような議論があるかを整理し、これを見直すにはどうすべきかを検討すべきである。
20-32		第5章 複数の治水対策案の立案 (要旨) これまで検討されることが少なかった決壊しない（しづらい）堤防や遊水地機能を有する土地の保全など、「ダムによらない治水」のさまざまな対策案を検討すべきであるとした点は画期的であり、高く評価したいが、高い基本高水流量を設定している現行の河川整備計画の枠内ではなく、これらの組み合わせで、どこまでの治水が可能か、それを超える洪水についてはどういう対応が可能か、というスタンスで検討すべきである。 (意見) 複数の治水案の検討、とくにこれまで検討されることが少なかった決壊しない（しづらい）堤防や遊水地機能を有する土地の保全、霞堤・輪中堤・二線堤の設置、樹林帯、宅地のかさ上げや建物のピロティ構造、水害保険など、「ダムによらない治水」のさまざまな対策案を検討すべきであるとした点は、画期的であり、高く評価したい。しかし、何度も述べるように、過大な基本高水流量をさきに決め、それを処理することを優先する現在の河川整備計画は、ダムや、大規模な放水路などによる処理に有利な計画となっており、せつかく、これらの画期的な治水対策を組み合わせても、現在の基本高水流量にもとづく計画高水位をクリアできない、というだけの理由で、棄却されてしまう可能性がある。したがって、複数の治水案の検討に当たっては、これらで、どこまでの治水が可能か、不十分な点は何でカバーすべきか、という議論をすべ

33-34		きであり、最初から、現行の河川整備計画に合わせて対策案を検討するのは、時代に逆行するやり方である。 第6章 概略評価による治水対策案の抽出 同様に、ここでも、現行の河川整備計画に縛られることなく、これらの「ダムによらない治水対策案」の組み合わせで、どこまでの治水が可能か、不足する分はどうすればよいかを、概略評価するべきである。
35	18-2 2	第7章 評価軸(1) 安全度 河川整備計画と同等の安全度の確保がうたわれているが、流域住民が第一に望んでいるのは、既往最大規模の洪水が来ても、当時のような被害を出さないことである。これにもとづいて、安全度については、既往最大洪水流量をやや上回る程度の洪水流量に耐えうる安全度を目標とすべきであり、過大な基本高水流量を見直すべきである。
35 36	23- 15	目標を上回る洪水の場合：ダムでは、ただし書き操作の例が述べられているが、それを上回ってダム湖に洪水が流入すれば、ダムは決壊する危険性をもっており、その危険性は、決壊したときのコストについても検証すべきである。また、ただし書き操作においては、それまでダムによってなされていた洪水調節が行われなくなることから、ダム下流では水位の急激な上昇が発生し、被害を出している例が多い点についても検証すべきである。
37	8-14	(2) コスト ダムの完成までのコストしか算定されていないが、堆砂や、魚類への被害、生態系維持、下流での河床低下、海岸浸食など、ダムに起因するさまざまな環境被害については、これまでダムのコストとして算定されてこなかったもので、きちんと算定すべきである。また、設計年数を過ぎれば、ダムは土砂で埋まり、最終的には撤去せざるを得なくなる。そのコストも含めるべきである。
39	3-7	(4) 持続性 持続性という観点から、もっとも問題なのがダムである。言うまでもなく、堆砂によって、ダムが本来、持続的ではない構造物であることを指摘すべきであるのに、何一つそれにふれていないのは、あまりに公正さを欠いた記述といえよう。さらに、生態系の影響、下流への土砂運搬の減少など、持続性の観点からは、ダムは大きな問題を与えるので、そのコストを含めた十分な検討が必要である。
39	8-17	(5) 柔軟性 例えば、として河道掘削があげられ、柔軟に対応できるが、再堆積により効果は低下すると評価されている。この例でいえば、ダムの堆砂はさらに深刻な問題であり、操作規則の変更やかさ上げで柔軟に対応できるような記述がされているのは、大きな問題である。
40	3-7	地域振興への効果 ダムができて観光に効果があるとダム推進者は強調するが、はたしてそうであろうか。これも、現実のダムを事例に、きちんと検証すべきである。いっぽうでは、「ダムによらない治水」を選択して自然のままの河川を残したり、旧河道の遊水池化などを利用したエコツーリズムによる観光効果を明らかにすべきである。
40	16-2	(7) 環境への影響

	2	水環境への影響 すでに建設されたダムの影響に対する検証がまず重要である。長良川河口堰をはじめとして、ダムや堰による水環境への影響については、科学的な検討が不足しており、まずこの点について、それぞれの側で共同の経年的な測定を行い、検証することが必要である。
40	23-	生物多様性の確保および流域の自然環境
41	7	これについても、すでに建設されたダムの影響に対する検証がまず必要である。科学的な検討が必要である。専門家のデータと、事業者の示すデータをつきあわせるとともに、生態学、地理学など関連する学会を含めた公開での検討が必要であり、共通の認識が得られない問題については、それらが明らかになるまで、調査すべきである。生物に関わる問題は長期のモニタリングが必要であり、その結果を尊重すべきである。
41	8-15	土砂流動・下流河川・海岸への影響 これまで、国土交通省やダム推進者が、軽視してきたダム下流への土砂供給の減少によって生じる環境問題を初めて取り上げたことは評価したい。科学的な調査・研究が必要であり、コスト計算も含め、じゅうぶんに検証すべきである。土砂供給の減少によって生じる河床低下、それにとともなう河岸崩壊、海岸侵食などの防止はすべてダム建設のコストとなる。
41	16-2	景観、人と自然との豊かなふれあいへの影響 ダムによって自然河川が環境が壊された場合と、ダムによらない治水を選択して、自然河川を次代に残した場合との景観の違い、エコツーリズムによる経済効果の違いなどを明らかにすべきである。
42	23-	その他
43	2	たとえばCO₂排出の削減について明らかにすべきであるとしている。これは必ずやるべきことであり、ダム建設時のCO₂排出、ダム湖に沈む森林によるCO₂吸収量の減少を、水力発電によるCO₂排出の削減量と比較すべきである。ただし、ダムについては、下流や海岸への影響もあるので、その対策としてのCO₂排出も含めなければならない。
43	3-8	(8) 流水の正常な維持への影響 本来、正常な自然の流水を妨げるのがダムであり、この問題の検証は重要である。
45-50		第8章 利水の観点からの検討 8. 1 検討の進め方 人口動態の推計など、必要量の算定が妥当に行われているかを確認するとあるが、まずこの確認が必要であり、人口の減少傾向が続いている地方自治体が、たんに将来の水需要のためにダムを要請する事例を認めてはならない。農業用の水利権が設定されていないダムに灌漑用水の利用を認めるべきではない。水田の減反など、社会の変化をふまえ、慣行水利権については柔軟に考えるべきであり、水資源の開発より節水対策による水需要の抑制を検討すべきである。
50	15-2	8. 3 利水に関する評価軸
	3	(1) 目標 人口動態から、ダムに要請されている利水量が適切かどうかを検証すべきである

51	3-10	(2) コスト 治水と同じく、ダムは耐用年数によるコストや、下流や海岸にもたらす影響を除去するためのコストをダムの維持管理費用に入れるべきである。
54	1-7	(4) 持続性 治水と同じく、ダムは持続性においてもっとも問題のある構造物であることから、それに関わるコストをすべて計算すべきである。
54	15-1 9	(5) 地域社会への影響：地域振興への効果 ダムによって湖水ができると観光客が増加するという例だけが述べられているが、検証が必要である。逆に、ダムをつくらず、自然河川を残してエコツーリズムによる地域振興を行った場合との比較が必要である。全体として、中間報告はダム建設がプラスの効果をもたらす可能性だけを強調し、マイナス面にはふれようとしない姿勢があらわであり、公正性の面からきわめて問題である。
55	4-10	(6) 環境への影響 水環境への影響 これも、既存のダムによる水質の悪化についての十分な検証が必要である。事業者だけのデータではなく、水質データをとっている専門家による科学的な検討が必要である。
55	18-2 4	生物の多様性の確保・流域の自然環境への影響 治水の部分でも述べたように、既存のダムによる生物多様性の悪化、自然環境の破壊についての科学的な検証が必要であり、事業者だけのデータではなく、外部の専門家によるデータやモニタリングとの比較検討が必要である。これらを生態学会・地理学会など公開の場で討議し、科学的に一定の結論が得られるまで、環境に問題のある事業は「予防原則」に従い凍結すべきである。影響緩和コストはすべてダムの維持コストに入れるべきである。
56	3-10	土砂流動・下流の河川と海岸への影響 治水の部分でも述べたように、既存のダムで起きている現象の評価・検証がまず必要であり、事業だけのデータではなく、外部の専門家によるデータをつきあわせ、地理学会、地形学会など、公開の場で討論すべきである。影響緩和のためのコストはすべてダムの維持コストに入れるべきである。
57	11-1 5	自然のままの河川を残して、これをエコツーリズムに利用したときの効果と、ダムをつくったときの効果とを比較・検証すべきである。
58	16-2 1	CO ₂ 排出負荷 ダム建設と維持にともなうCO ₂ 排出負荷の増加と、発電による排出削減分を比較検討すべきである。ダム湖による森林の水没によるCO ₂ 吸収の減少分も算定すべきである。
59-60		評価の定量性 水環境、生物多様性への影響、土砂流動・下流や海岸への影響、景観・人と自然のふれあいへの影響、CO ₂ 排出負荷などについては主として定性的に評価せざるをえない、としているが、既存のダムによる影響を明らかにすることや、試算によって定量的にも比較できるのであり、可能な限りそのような比較を科学的にするべきである。このためにも、広く外部の専門家を交えた学会の場などでの検証が必要となる。

59-60		第9章 総合的な評価の考え方 なんども述べたように、過大な基本高水流量をもとにしていることが多い現行の河川整備計画をもとに複数案を比較検討することが「ダムによらない治水」を推進するうえでの根本的にあやまりである。したがって、既往最大洪水を防げるか、という基準による安全度と、コストをあわせて検討すべきである。ダムのコストには、ダムの維持、影響緩和および解体に至るまでのすべてのコストを含めて算定すべきである。
61	15-1	第10章 検討結果の報告等
	9	10.2 国土交通大臣の判断
		(要旨) 大臣の最終判断は、当有識者会議ではなく、いわゆる「事業仕分け」で設置されたような外部の専門家を含む公開の場での、事業担当者との徹底的な議論をもとになされるべきである。有識者会議は市民団体の推薦する専門家などを複数、追加し、公開の場でパブリックコメントの内容を整理、最終的な中間報告を作成、専門的立場から個別ダムについての検討も行うべきである。大臣は「ダムによらない治水」を政策として推進すべきである。 (意見) 国土交通省大臣は、当有識者会議の意見を聴き、とあるが、すでに述べたように、当有識者会議は、国土交通省によって一方的に選ばれた委員のみで構成され、しかも会議は非公開で行われており、たとえば民主党が行っているいわゆる「事業仕分け」が公開のもと、当事者とのきびしいやりとりを経てなされているのとは大きな相違がある。ダム事業という財政的にもきわめて重い事業の継続・中止を決める委員会は、外部の専門家を入れ、公開の場で徹底的な討論をする場をして設定されるべきであり、大臣はそこでの検討をもとに、最終判断をすべきである。 当有識者会議については、市民団体、地元団体などの推薦する専門家を複数名、加え、公開のもと、今回のパブリック・コメントで出された意見を討議し、最終的な中間報告をつくるとともに、個別ダムの検討についても、専門的立場から、検証を行う作業を担うべきである。 国土交通大臣は、これまでダム事業を推進してきた官僚の影響をできるかぎり排除し、民主党政権のもと、「ダムによらない治水」を政策として強力に促進すべきである。 以上

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
18	1	【趣旨】 意見聴取については、流域で生活する住民の意見を尊重するとともに、既に行われた署名活動、議会での意見書議決についても考慮していただきたい。 【意見】 関係住民の意見聴取については、そこに居住し生活を営む流域の住民の意見を十分尊重されるようお願いします。流域で生活する住民はダムによる治水、利水の恩恵あるいは影響を直接受けるまさに関係住民そのものがあります。その住民の意見を反映しない治水対策は、机上の空論と言わざるを得ません。地域のことは地域で決める、流域のことは流域で決めるという基本原則を尊重され、決して、何でも霞ヶ関で決めるという中央集権主義に陥らないよう、要望いたします。 天塩川流域のサンルダム建設事業の凍結解除については、ダム建設地の下川町民の有権者の過半数を優に超える 1800 以上もの署名が集まっており、これが関係住民のダムを求める意見そのものであります。また、下川町議会においては全会一致でサンルダム凍結解除の意見書を可決し、提出しているとともに天塩川流域全市町村である 11 市町村についても凍結解除に向けた意見書等を可決しているところであります。 近年、北海道においては、経験していないような豪雨や渇水などの異常気象が頻発しており、地球温暖化という言葉をもさに体感しております。稲作の北限にあたるここ天塩川流域でも、100 年後には東北地方と同様の気候になるとの予測もなされているところです。生命、財産を守るための治水・利水対策については、将来を見据えて次世代を担う子どもたちが安全に安心して生活できる基盤を整えることが我々の務めと考えます。 有識者会議では、こうした地域の状況をご賢察いただき、「ダムにたよらない」という言葉に踊らされることなく、将来を見据えた冷静なご判断を早急にいただきますよう、お願い申し上げます。また、機会がございましたら、ぜひ現地を見ていただきますことをご要望申し上げます。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁 行		(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
61	16 ～	【要旨】 検討結果に基づく判断について 【意見】 本町における水道事業は、平成17年度に2つの簡易水道事業を統合して厚真地区簡易水道事業として水道水を供給しており、水道普及率は81.7%で全国平均の97.5%を大きく下回る状況です。水源である、2つの表流水の内「軽舞川表流水」は上流域に油田探掘跡が多数存在し、平成15年9月に発生した十勝沖地震の際には、石油を含む地下水が噴出し取水停止する事態となったことから、安全な水源を早急に確保する必要性が生じています。また、合併浄化槽及び公共下水道事業の実施による水洗化使用水量が増加傾向にあり、軽舞川表流水の代替水源や使用水量の増加の水源手当を他水系に求めることは、既存の水利権のため、新たに自流に対する水利権を得ることは不可能な状態であります。 こうした水源の水質不安及び未普及地区の解消をはかり、水道施設の一元化と水質・水量ともに安定した水の供給に努めるには、厚幌ダムに水源を求めることが必要不可欠のものとなっています。 これまで、水道計画の変更を行いながら、必要性や妥当性を検証して事業を進めており、その必要性については変わらないものと考えています。 もし、遅延となった場合、未普及地域への給水が遅れ、地域住民の安全、安心な暮らしに影響を及ぼす恐れがあります。 どうか、検討結果に基づく判断については、事業の進捗に影響を及ぼさないよう、平成23年度予算へ反映していただきたい。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	66	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
20	25	(1)ダムの機能をピーク流量中心に論じられているが、ダム機能を広範囲にとらえるべきである。すなわち、貯水池容量の繰り返し運用による流出抑制（中小洪水の制御・渇水対策）、命の水の活用（水道・かんがい・工業用水の確保）、河川の自然環境保全（流水の正常な機能の維持）、水力発電によるクリーンエネルギーの創出などであり、ダム機能を広く認識する必要がある。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
18	5	【意見】 個別ダム検証の意見聴取等の進め方において、「関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める」と記載されています。 地方自治体は、地域住民の安全・安心な生活を守る責務があり、この意見徴収等の進め方は適切であると考えます。			
19	1	【意見】 天塩川水系の「検証対象ダム事業等の点検」は、平成 15 年に設置された「天塩川流域委員会」の 20 回にわたる議論に基づき「天塩川水系河川整備計画」が策定された経過を踏まえ、流域委員会等での議論経緯などを十分尊重するべきと考えます。			

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ（案）に関する意見

氏 名						
住 所						
電話番号						
職 業		無 職	年 齢	72才	性 別	男
意見該当箇所		意 見				
頁	行	『流域一体となった治水対策』に関し、徹底して追求する立場を支持するものである。しかし、「山間部にダムを建設し、洪水のピーク流量を低減させる方法は極めて有効な対策であるが、……ダムによらない方策の検討が要請されている状況である。……」と記載されている。 河川整備計画にもとずき設置されている既設のダムと予定されているダムとが一体となって運営されるダム操作に困難を惹起し、 しいては、既設ダムの負担が時間的（長年月）にも量的にも増加し、非常に危険な状況を生み出すことが懸念される。				
8	6					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について、中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	1	【意見】 地域の安全・安心について責任を負うのは地方自治体であり、地域の治水対策についての検討を、「関係地方公共団体からなる検討の場」で行うことについては、適切な方法であると考えます。この枠組みを変えることのないようお願いいたします。			
19	1	【意見】 検証にあたっては、流域委員会等での議論経緯などを十分尊重されるようお願いいたします。なお、天塩川水系においては住民からの意見聴取も含め、5年、20回にわたる議論の結果河川整備計画がまとめられています。 地域の喫緊の課題である治水、利水対策について、徒に時間を費やすことのないようお願いいたします。			
61	13	【意見】 上記のとおり、地域の安全・安心に責任を負うのは地方公共団体であり、そこでまとめられた検討結果については、「地域のことは地域で決める」という地域主権の観点から、十分に尊重されるようお願いいたします。 また、市町村議会において意見書等が決議されている場合には、あわせて十分に尊重いただきますようお願いいたします。 なお、天塩川流域の全ての市町村において、「サンルダム建設事業の凍結解除を求める意見書」等が採択されていることを申し添えます。 () 構成名簿別添)			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
20		【要旨】 複数の治水対策案の立案について、ダム案は、ダム下流に水位低減効果があり、中小洪水においても内水被害を軽減させる効果があることから、ダムによらない案を立案する場合には、各樋門箇所において同等の内水被害軽減機能を有する排水機場を設置すべきである。 【意見】 近年の洪水においてもダム下流において内水被害が発生している箇所は多数あり、ダムによる水位低減効果が期待されるところであるため、各案の地域の治水安全度を同等とするためには、排水機場の設置を検討すべきである。	
45		【要旨】 「利水の観点からの検討」について、利水参加者へ改めて開発水量の確認を求める内容となっているが、水需要予測の算定された時期について、いつの時点までを許容するのか、明確な基準が示されておらず、明示すべきと考える。 【意見】 求められる水需要予測の算定期間によっては、予測のやり直しが必要となり、新たに費用と時間が掛かる。 重要な要件とされることから、基準の明示が必要と考える。	
45		【要旨】 所管官庁等により実施される事業再評価との整合性について明記すべきと考える。 【意見】 水道事業においては、厚生労働省の指導のもと、ダム事業参画に係る事業再評価を実施し、さらにその結果について総務省による認定活動等を経ているところである。これらの法的根拠に基づく再評価と今回行う作業との関係、整合性を明記すべきである。また、これらの再評価の結果を否定する根拠は如何。	

45	【要旨】 利水参加者に対し、代替案の検討を要請しているが、利水代替案とされる項目について、検討主体が事前に検討に必要な情報を発信すべきと考える。 【意見】 利水参加者自らが判断できる代替案は極めて少なく、客観的に検討を進めるデータが不足している。 多くの利水代替案についての検討を利水参加者に求めるのであれば、より多くのデータ及び考え方について情報を出すべきと考える。
52	【要旨】 効果の定量性、特にコストについて記載があるが、ダム事業が遅延している事に伴う費用についても明記されるべきと考える。 【意見】 ダム事業が様々な理由により遅延し、利水参加者は都度、事業計画の見直しを余儀なくされている。 特に、ダムによる利水を基に、一刻も早く水質改善をはじめ経営改善を図ろうとする水道事業体では、事業遅延に伴った費用負担が増大している。 ダム水利を予定し、先行的に整備された施設等の費用は当然のことであるが、今回の見直しに伴う事業遅延に由来する費用負担についても明記し、効果の定量性に加えるべきと考える。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	47
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1		はじめに 【要旨】 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき…とあるが、「できるだけ」とはどういうことを意味するのか（有識者会議はどう解釈したのか）を述べるべきである。この解釈の違いにより、展開すべき治水対策は変わってしまう。 【意見】 有識者会議として「できるだけダムにたよらない治水」へ民主党が政策転換する真意をどのように捉えたのか？「できるだけ」という抽象的な表現が何を意味するのか、解釈を示して欲しい。『中間とりまとめ』からは、“一通り治水対策を検討した”というニュアンスしか伝わってこない。 「人口減少」「少子高齢化」「莫大な財政赤字」という三大不安要因→「税金の使い道を大きく変えていかなければならない」＝巨大公共事業に対する投資の抑制という理論展開で述べられたものと考えているが、河川のケースによってはダムが最も実効性が高いことは既知であるのに、あえて「できるだけダムにたよらない治水」を前提に諮問されたのであれば、有識者会議としての「できるだけ」の意味の解釈が必要であろう。 「財政赤字解消のためにダムをつくるのをやめたい。できれば、もっと安上がりな治水対策はないか？」という財政論なのか？「自然環境保護の観点から自然界に人工工作物をつくらない」という自然保護優先の立場での「ダムにたよらない」ということなのか。 治水対策の本論は「流域住民の生命・財産を守ること」である。 「治水対策という国家としての危機管理のあり方」と「財政赤字解消のための公共事業削減」とを同一の土俵で「できるだけ」というあいまいな表現で論じていいのか。			
18	5	「関係地方公共団体からなる検討の場」について 【要旨】 地域の安全安心について地方で意思決定を行う観点から、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設けることは適切であると考えているが、この「検討の場」の効力を明らかにされたい。			

20	1	本町では議会議決された『サンルダムダム早期本体着工と完成を求める意見書』、『サンルダム本体工事凍結解除を求める意見書』の2本の意見書を提出している。地方自治体としての意思表示がなされているにもかかわらず、「検討の場」を設けての意見聴取するとはどういうことか？議会議決された意見書の重みをどう考えるのか？を明らかにされたい。 【意見】 当町は天塩川の中・下流域（今回、検証の対象となっているサンルダムの下流域）に所在する農業を基幹産業とした町である。 わが中川町議会において、平成18年12月21日に『サンルダム早期本体着工と完成を求める意見書』を提出している。また、平成21年10月29日に『サンルダム本体工事凍結解除を求める意見書』を提出している。天塩川水系名寄川で危険水位を超過したこと、各地で警戒水位に達し、年間で二度の出水被害に見舞われたこと、異常渇水も起こり、地域住民に多大な脅威をもたらしたこと等から、一刻も早くサンルダムの本体工事を着工し完成させることを沿線自治体の総意をもって要望する、という主旨である。この意見書には「天塩川水系河川整備計画の着実な実施も併せて要望する」とある。 町議会において2度にもわたり、議決されて提出した意見書の重みをどう考えるのか？議会の議論として「我々の流域にサンルダムは必要である」と結論付けたことに対して、「関係地方公共団体からなる検討の場」においては、「それはそれで一つの意見」程度の扱いとされるのか？無かったものとして、ゼロベースで議論をし直すのか？ 複数の治水対策案の立案 【要旨】 「まず複数の治水対策案を立案する」とあるが、たとえば我々の『天塩川水系河川整備計画』の議論の中で、「遊水地案」は議論済みであり、結果としてダム案で計画が書かれている。同じ議論を繰り返すことを求めているのか？ 【意見】 一般論としては、「ダムによる治水対策案」「ダムによらない治水対策案」の複数の立案して、メリット／デメリットの比較検討を行うことは順当であるが、多くの河川整備計画策定に当たっては複数案の検討の結果として、ダムによる整備計画が書かれているものと認識する。その場合でも、まず「ダムによらない治水対策案」を立案するプロセスから入るのか？ たとえば『天塩川水系河川整備計画』の策定にあたり、すでに遊水地案は検討済みである。総事業費と発現効果を考えると、現実的とはいえない、という結論になっている。 天塩川流域委員会において、委員より「ダムに頼らず、遊水地・河川改修による治水
----	---	---

対策を検討した上で、ダム案と比較すべき」という意見が出され、遊水地案の検討を行った（と記録にある）。その結果、「長い歴史と伝統中で耕作が続けられてきた農地を遊水地にするということは、日本の将来に向けて食糧確保を担う北海道や生産者、地権者にとって大変にショッキングな議論である。仮にこういう考え方もできる、という程度で議論すべき」「遊水地について農家の立場からいうと、遊水地になった後の農地は1~2年では回復できないし、誰の責任で回復するのか、という問題が残る、賛成できない」「水田の地域の協力を得て遊水効果を発揮しているが、これは河川整備計画に織り込み済みである。本川の水位が高いと水田が持つ遊水効果が発揮できない。堤防のかさ上げは、全川に渡って行わなければならないので、現実的に無理があり、地域の安全を守るための努力がダムであつたり、遊水地、河道掘削である」「ダムを造っても農地に影響は及ぶので、農地への規制を少なくしながら、環境との調和を取りながら遊水地を作るべき」「遊水地は総合治水の面からは重要な選択肢であるが、ケースバイケースで考えるべき」…等書き切れないだけの議論がなされている。

【雑感】

北海道の場合、治水の歴史は、農地開発の歴史と密着に連結する。たとえば、本町において天塩川がもたらす洪水で苦い経験を繰り返し、天塩川のショートカット事業が行われた。蛇行していた旧河川の河川敷は農地として利用され、また旧河川は排水路となっている。この農地造成により、農地の集積や規模拡大により、当町でも近代的な営農が可能となった。投入された費用と人力の賜物であると感謝している。「ダムにたよらない治水」となると、この旧蛇行河川を遊水地とする、ということになるが、これまで何十年もかけて作り上げた農地とその歴史をどのように勘案するのか、その視点こそ重要である。

人々が刻み込んだ地域の歴史は何ものにも変えがたい。流域にまだ人が住み着く以前であれば、「ダムにたよらない治水」は可能であつただろう。先に遊水エリアを指定し、そこから外れたところに農地を造成し、民家を建てればいいわけであるから。しかし、天塩川水系のような流れの急な、そして、蛇行河川が幾度も洪水を繰り返すような地域に我々はようやく農地を確保し、終の住処を確保することができたわけであるから、いまさらその場所を「遊水地にする」ということになるのは、議論を待たないと認識している。

5年後、10年後の中長期的な安全安心の確保はもちろん重要だが、地域住民が真に必要としている対策は、明日にも再び起こるかもしれない豪雨による河川の水位上昇とそれに伴う災害をどうやって抑制するか、である。河川の拡幅工事にしても、堤防を完成断面にするのも時間がかかる。ましてや、遊水地を作るとなると…。今回検証の対象とされた多くの地域は、より即効性を求めてダム工事を選択したはずである。河川の水位は一瞬にして上昇し、一瞬にして人の命を失う。悠長に議論している時間は無いと思う。具体的な実施段階に移れるよう一刻も早い結論を期待する。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢		43	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
行							
全般		中間報告を読ませていただき、個別のダムの検証の仕方の内容やいろいろな治水対策の検討方法等について、細かいところまで配慮して考えられているという印象を受けました。 社会資本整備費の削減が叫ばれている昨今ですが、私は、ダムに代表される社会資本の必要性については、「ダムはムダ」といったような先入観や画一的な見方を排除し、一つ一つのダムそれぞれについて、河川状況、地域、住民の意見等の個別の事情によって、個々に検討するべきであると予てから考えていました。この中間報告では、そのようなことについてはきちんと検討すると書かれていると思います。 ただ、その上で、多少疑問を感じた部分もありましたので、それについて述べさせていただきます。「何頁のどの記述に対して」という対応が曖昧なものもあり、全体的な印象についての感想に止まってしまっている感もありますが、ご了承下さい。					
1	12	(1) ダムの建設について、どうしてこのような方針の変更が必要になってしまったのか、説明が不十分と感じる。 ・各所のダムの建設を計画した当時も、当然コストや諸事情を考慮し、ベストの選択としてダム建設を決定したはずだと思うが、どこに問題があったのか。 ・何か大幅な条件の変化があったのか。(財政事情等は急に出てきた問題ではない。) 個々のダムの個別の事情の変化はあり得ると思うが、全国的に右むけ右で一斉に見直しになってしまうのは、釈然としない。 ・よって、十分な検討がされないまま、「できるだけダムにたよらない治水」ありきの議論になってしまっているような印象を受ける。端的に言えば、政治家の思惑が先行し、国民(当事者)不在の議論を進められてしまっているのではないかという不安がある。					
20	1～	(2) ダム以外の方法の現実性に疑問が残る。 ・例えば決壊しない堤防なんてものが現在の技術で実現可能なのか。また、都会の河川に遊水池(いざというときに洪水になってもよいエリアと理解しているが。)を確保することができるのか。洪水情報やハザードマップ等で、人間だけは非難するが、家財一切が水没するかもしれないということを国民が納得するのか。その補償費用はいくらかかるのか。等の疑問があり、ダムの建設に比べて明らかに優位と思えるような代替案は無いのではないかと思います。 ・上記のようなことを考えるよりも前に、ダムの建設自体のコストダウンを考えるべきではないのか。長期で検討してきているということと、これまでのダム建設の					

20	実績から、それなりの土台ができていて、そちらの方が現実的なのではないかと思うがどうか。(既設ダムの有効活用というのも、そういう考えではないかと思う。) (3) ダムをやめてしまってもいいのか。 ・既存のダムを実際に見ると、ダム建設の技術というのは日本が誇るべき素晴らしいものだと感じる。一過性の議論で、ダムを悪者とし、そのような技術を衰退に追い込んでしまうようなことをするのは、いかがなものか。 ・諸外国では、河川や地形の条件が異なるとは言え、まだまだダムが続々と建設されていると聞く。中国や韓国と競争して打ち勝っていかなければならないこれからの時代に、築き上げてきた技術を自ら停滞させてしまうような方向に走ることには、危機感を覚える。「決壊しない堤防」等の別方面の技術開発等も必要とは思いますが、ダムの技術を捨てるべきではない。 ・以上のようなことは、ダムに限らず、建設業を初めとする全ての産業に言えることかもしれないが・・・。
61	(4) 国の責任について ・国民のために、治水等をしっかり行うのは、国の責務と思うが、まずは明確な大方針を決めて欲しい。それは政権が変わったからといってコロコロ変わってしまうようなものであってはならない。 ・財政が厳しく、国民の生活の安全を守るために必要な設備の建設資金が無いのであれば、個人的には消費税の増税も止むを得ないと考える。国民も出すものを出さずにわがままな要求だけをするのは通用しないと理解するべきである。 ・国民に必要な情報を提供するのが国の義務であるが、現状、それが不十分ではないか。国民は必要な正確な情報を得られずに、無責任なマスコミの情報に踊らされていると思う。その結果、ダムを目の敵にするような世間の風潮が出来上がってしまったのではないか。 ・私は、盲目的にダム建設を擁護しようとは思わないし、ダムの必要性を主張する人達の中には個人的な利害のみを考えている人がいることも理解しているつもりであるが、情報操作によってダム建設（に限らず社会資本整備全般と建設業全般）の印象が悪くなっているとは感じている。日本の将来を見据え、しっかりと地に足のついた議論、検討をお願いしたい。 以上

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
② 住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③ 電話番号			メールアドレス		
④ 職業			⑤ 年齢		⑥ 性別
意見該当箇所		⑦ 意見			
頁	行	第8章 8. 2 利水代替案について			
		成瀬ダム利水者側としての意見 47頁からの利水代替案(5)～(18)を拝見しましたが、秋田県雄物川筋土地改良区においては確実性・効率性・経済性の観点から成瀬ダムに勝る代替案はないと思います。 秋田県横手市、湯沢市、大仙市併せて約一万haの水田に安定した農業用水供給の役割を担う当土地改良区といたしましては、今年2月に有識者会議に提出した意見と何ら変わりありません。 当地域は稲作の適地で水田農業を主体とした国内有数の食料生産基地でもあります。意欲ある農業者が、安定したかんがい用水供給のもと安心して農業を継続できるよう成瀬ダムの一日でも早い完成を望むものです。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	第8章 8.2 利水代替案について			
		今後の治水対策のあり方についていろいろな利水代替案を拝見させていただきましたが今現在、秋田県雄物川筋土地改良区が抱えております成瀬ダムの問題であります。今、進められている計画に替わる代替案はないものと思われま す。 同じ雄物川筋農業水利事業で造成された(雄物川筋地区・旭川地区)の秋田県南旭川水系土地改良区ですが当土地改良区も平成17年度の合併により秋田県雄物川筋土地改良区管内と重複する受益地を持っておりますので成瀬ダムの必要性は十二分に理解しておりますし、早期完成をお願いいたします。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		地方公務員		⑤年齢	45
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
項	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
13	1	「中間とりまとめ」では、重要なポイントとして早急な効果が発現できるものでなければならないとしている。 ダム完成を待ち望む流域住民は、これまで不安な毎日を過ごしてきており、やっと転流工までこぎ着けたダムなどは、また『ふりだしに』戻るようなものではないかと思う。 ダムと同等の様々な効果が期待でき、且つダム完成よりも前にそれら効果が発揮される代替案があれば当然に期待はするが、転流工まで進んだダムに限っては、本体着手と同様の扱いとすることを検証基準に設け、早期完成に最大限力を注いでほしいと思う。			
45	1	利水の観点からの検討については、利水参画者とのやりとりになるようだが、事業を掌握する担当大臣の意見も必要と考える。 担当大臣は、費用対効果を含みダムが最善策として、灌漑及び水道或いは発電や工業用水など事業を認可した責任があるはずと思う。 また、利水事業は緊急性の基に、むしろダム事業よりも進んでいる現実があり、暫定的な水利用も既に行われているケースが多くある。 受益者としては一日でも早く現状の改善を願って止まない思いしかなく、ダムに頼らざるを得ない状況など、検証作業の中にはこういった地元の声を強力に反映させてほしい。			
61	1	ダムが最善策としての認識の基、これまで直轄が事業を推進してきた過程を踏まえると、仮に代替案が採用となった暁には、完成途中で終了するダム事業の跡地整備等については、責任をもって検証結果に基づく判断の際、その具体策を示してほしい。（コスト面の比較に跡地整備の費用を算入） 水源地では、財産である豊かな自然を改変してまでも、流域が必要だとの判断の基に事業用地を提供してきたが、今の現状はただ振り回されているだけのようで、犠牲感だけが積みやりきれない状況だ。 いずれにせよ水源地に目を向けていただくことは確約してほしい。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		財団法人勤務		⑤年齢	46
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	18	「治水対策は、本章で示す (1) ~ (26) を参考にして幅広い方策を組み合わせることで検討する。」とあるが、評価軸や効果の全く違うものまで含んで検討することが有意義には思えない。方策について一定のグルーピングを行い、そのグループ毎の特徴を整理するほうが合理的で技術的である。			
22	22	「モバイルレバー」について、確立された技術ではなく、水防活動的な方策を同レベルで各河川毎にコスト比較することに問題がある。			
23	14	「河道内樹木の伐採」について、記載の通り流下能力の向上、土砂の補足対策については確かに効果はあるが、河川空間としての樹木の評価が抜けている、河道内に全く障害物の無い河川が有力な方策になる可能性が高い。			
23	22	「決壊しない堤防」について、確立された技術ではない、同レベルで各河川毎にコスト比較することに問題がある。			
24	5	「決壊しづらい堤防」について、理論上は理解できるが、堤防の材質・締め固め状況・湿潤状況を詳細に把握できない現状では無理があり、同レベルで各河川毎にコスト比較することに問題がある。			
25	6 15	「雨水貯留施設」・「雨水浸透施設」について、方策としては実績もあり効果もあるが河川管理者が行わない事業で、施設管理者が維持管理する施設の為、流出抑制機能維持には罰則・補助等の法整備が必要。			
25 26	22 8 18	「遊水機能を有する土地の保全」・「部分的に低い堤防の存置」・「霞堤の存置」について、私有地のまま遊水機能を見込むのであればその保証や、遊水の範囲を特定することになり、遊水地計画と同様になる。違いがあるように整理するのは問題がある。			
30	8	「洪水の予測、情報の提供等」について、予測や情報提供はどのような治水方策を行っても必要な事項であることから、同レベルで各河川毎に比較することに問題がある。			
59	1	「総合的な評価の考え方」について、評価が困難であるため安全度を確保しコストを重視することは理解できるが、治水計画について、今まで個別の河川の技術者が安全管理やリスク管理として考えてきた治水計画（洪水調節施設を代表的な流域に配置する。放水路の整備により新たな洪水を持ち込む地区の安全度は従前の河川の周辺の安全度より高める等）が今回の指標では評価できないことが問題になる。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
8	7	「できるだけダムにたよらない方策」とあるが、P5行19にあるようにあくまでもコストと事業効果を重視し検討をするものであり、ダムを止めるための検討であってはならない。スローガン的に使われている「できるだけダムにたよらない治水」の記述は、削除すべきである。なお、検討に当っては、上流、中流、下流域、それぞれにおいて、総合的に必要な事業を、実現性を重視し、検討することを前面に打ち出すべきである。			
14	9	「個別ダムの検証に当たっては、検討主体は検討スケジュールを明確にして、検証を進める。」ことを追記する。			
16	8	河川整備基本方針と河川整備計画、今回の検討案の関係を明確にする。また、今回の個別ダムの検討に係るに当たっての意見聴取と、河川整備計画の変更などに係る意見聴取手続きは、別のものであり、組み込んで進める記述は削除する。			
18	8	「関係地方自治体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。」との記述があるが、関係地方自治体は、それぞれに課題の状況に差異があることから、全ての関係地方自治体を対象にすべきである。			
20	4	河川整備計画が策定されていない水系において、目標とする治水安全度を設定する場合は、過去の流域における洪水被害の実績等を十分考慮し、安易な安全度の引き下げを行わず、関係地方公共団体の合意を得る必要がある。			
25	3	記述にもあるよう排水機場は、内水対策として有効なものであり、個別ダムの検証において、代替案となるものではないののではないかと。ダムの代替案としては、本川流量のピークカットに寄与する代替策を検討すべきである。			
25	20	都市部における保水機能の維持のため、雨水浸透施設は有効と考えられるが、低地帯で地下水位の高い区域においては、計算上の浸透量と実際の浸透量との乖離が大きく、定量化は難しいのではないかと。			
28	7,22	ビロティ建築や土地利用規制については、実際に被災した場合の被害低減することは事実であるが、実施することでの平常時のデメリットが非常に大きい。治水以外でのデメリットについても、適正に評価すべきである。			
37	15	ダム中止に伴い発生する費用については、関係自治体、利水者等への全支出額の返還等に要する費用（直轄負担金、利水者負担金、水特事業、基金事業など）や、中止後も必要となる生活再建事業、地域振興事業等に係る費用などを検証の過程で見込む必要がある。なお、ダム中止に伴い発生する上記費用については、国は責任を持って返還・負担すべきである。			

37	19	あと数年で工事が完成する事業については、他の治水対策案との比較において、治水効果の早期発現により軽減することのできる氾濫被害額を便益としてコスト評価に反映させる必要がある。
38	1	特にハツ場ダムについては、土地所有者等の協力の見通しを含め、実現性の高い事業であり、早期の治水効果の発現が期待できる。代替案の検討においては、対策の時間軸についてもきっちりと評価すべきである。（ハツ場ダムについては 27 年度完成予定であり、代替案についても同等の早期実現可能な対策である必要がある。）
61	16	ハツ場ダムについては、検証の工程を直ちに明確にするとともに、概算要求等の時期に関わらず、できるだけ早期に検証結果を出す必要がある。
61	16	国土交通大臣は、関係地方公共団体の長の合意を得た上で個別ダムの対応方針を決定する必要がある。
62	7	国土交通大臣は、判断の結果、河川整備計画の変更や基本計画の廃止等を進める場合には、当該計画の根拠となる法に基づき、関係地方公共団体の長との協議、意見照会、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることを明記する。
—	—	ハツ場ダムの検証にあたっては、首都圏における人口や経済の集積状況、洪水や渇水に対する首都機能の安全性の確保など、首都圏の特性を十分に考慮した上で検証を進める必要がある。
—	—	今回提出した意見に対し有識者会議から回答を求める。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	1	個別検証では複数の代替案を立案しろとあるが、これまで十分な検討を行いダム以外では対応できない場合についてのみ、ダム事業を行ってきた経緯があるのだから、ダム以外の代替案は考えるべくもない。			
23	22	「決壊しない堤防」や「スーパー堤防」などを代替案とした場合、下流域の住宅密集地で広大な用地を確保しなければならず、これらは多額の費用を要するにもかかわらず、国の費用負担の責任で行うとの表現はどこにも記載がない。			
24	22	「排水機場」などは、既存排水機場自体が建設後40～50年が経過しており、急激な老朽化に対応するため早急に改修整備しなければならない状況であり、新規排水機場を建設するなどの余力はない。			
26	8	「部分的に低い堤防の存知」とあるが、災害を認めるような代替案は容認し難い。			
28	22	「土地利用規制」や「水田等の保全」とあるが、出水する時期とは水田には水稻があり、長期間湛水すれば米作農家への打撃は大きい。また、食料自給率の低下や、農家のやる気をそぐことにもつながり、容認し難い。			
45	4	水需給計画は、各利水者の責任において十分に検討されていること及び第三者機関でも妥当性の確認がなされており、改めて点検・確認は必要ない。			
45	9	利水代替案については、各利水者は必要開発量を検討したうえで、ダムによる開発が最も有効と判断しており、代替案検討の余地はない。			
		利水者の多くは、不安定な暫定水利権で逼迫した水需要に対処しており、安定水利権へと移行するために必要なダム建設計画の中止はありえない。			
53	1	食糧自給率向上のためには、農業生産の拡大を進めていくことが重要であ			

(別添：意見提出様式)

るが、そのためには、大量の農業用水を必要とする。

現在、農産物の多くは輸入に頼っているが、これらを水に換算すると大量の水を輸入していると言っても過言ではない状況である。(パーチャルウォーター)

こうしたことを踏まえると、安易に農業用水の転用等を利水代替案として捉えるようなことがあってはならない。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
21	17	第5章 複数の治水対策案の立案について (3) 遊水地（調節池）等 板倉町に隣接する渡良瀬遊水地は、群馬・栃木・埼玉・茨城の4県にまたがる日本でも最大級の洪水調整のための遊水地であり、周辺地域や利根川流域を洪水から守る重要な役割を果たしています。 渡良瀬遊水地は面積33km²、現在の治水容量は約17,180万m³であり、現時点で治水容量が不足をしていると聞いていることから、第1調節池・第2調節池の整備を早急に行う事が、この地域沿川にとっては一番重要な治水対策であると考えています。 特に周辺住民の願いは、自然保全より、安心して暮らすことのできる地域であることが優先をされます。渡良瀬遊水地は、利根川の治水の要であります。谷中村廃村から100年が経過しても、未だ治水容量は不足をしていますので、国の威厳にかけても早急に「掘削」による治水対策を完了すべきであると考えています。			
26	8	(16) 部分的に低い堤防の存置 板倉町は、利根川と渡良瀬川に挟まれた輪中の地域で、隣接する加須市（旧北川辺町）とともに上流からの水が集まる低地帯で、排水面では苦慮してきた町であります。内水に関しては、排水機場が3箇所もある特異な地域であり歴史的に見ても水害との闘いの町であります。 今回の中間とりまとめ（案）の「部分的に低い堤防の存置」については、重点的に守るところと、そうでないところを分ける治水対策であり、水があふれる場所は被害を受けることになり低地帯である板倉町に、新たな水害の歴史が繰り返されることは決して容認できません。 利根川の治水対策は各流域ごとに役割を分担して整備されてきました。政権交代によりダムに頼らない治水対策を検討していますが治水の安全度が低い利根川（左岸）の沿川の住民には、洪水被害の不安を抱くこととなりますので、従来から進めてきた堤防やダムといった治水施設の整備をさらに進めることが重要であると思っています。部分的に低い堤防の存置は治水対策には適切ではないと考えており見直しを要望します。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所	⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P18	7	「関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなど工夫をする」とあるが、 ↓ 代表者の選定ではなく関係する地方公共団体すべてを対象とすること。			
P18	13	学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くとされているが、 ↓ 沿線の地方公共団体すべてから意見を聴き、説明責任を果たし最終的には合意形成を図るべきである。			
P20	19 から 25	幅広い治水対策案を検討することが重要である。そこで、治水対策案は本章で示す(1)から(26)を参考にして…河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することが重要であるとあるが。 ↓ 本年を始めとする最近の「ゲリラ豪雨」などから治水に対する地域住民の関心が深まり、特に日本一の流域面積を誇る「利根川」の増水による氾濫そして水害の不安が益々高まり地域住民の不安が増している状況下であります。 こうした状況下、利根川の堤防を始めとする治水対策は着々と進められておりますがこの治水対策は、首都東京を水害から守る意味で右岸側を中心とした整備であることから、対岸の左岸側においても右岸側と同等の対策を講じることが望ましいと考えます。 又、河川の流域全体を考えた対策案とすべきであり、かつその対策案の構築にあたっては、沿線地方公共団体の意見を聴いて合意形成を図るべきである。			
61	21	国土交通大臣は、当該ダムの方針を概算要求時の時期までに判断するとあるが ↓ 流域沿線の地域の治水・利水対策は緊急性が非常に高く、事業執行の停滞を最小限としなければならない。 このため、「個別ダムの検証にあたっては、検討着手時期・対応方針決定時期など			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
61	26	の検討スケジュールをはっきりさせたいうえで検証する」とすべきである。 本とりまとめに示す手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合、国土交通大臣は、地方整備局等に対して再検討を行うことを指示するとあるが、 ↓ 検討主体は、関係する地方公共団体の同意を得て手続きをとるべきということから、検討内容に特段の瑕疵がない限り検討結果に沿った判断をすべきである。 なお、検討結果とことなる判断をする場合には、関係地方公共団体の同意を得ること。 八ツ場ダムについては、下流域のすべての地方公共団体に治水・利水面で大きな影響が懸念されることから、早急に十分な検証と意見交換を行うべきである。			
特記事項					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
16 20	8 4	1 河川整備は、長期的な河川整備方針に基づき、首都圏の高度な人口集中、経済・都市機能の集積を考慮し、首都圏住民の安全・安心を守ることを基本に国家的な視点から進めるべきで、コスト優先で安易に安全度の引下げを行うべきでない。	
16 18 61 62	10 6 16 7	2 基本計画の変更・廃止等は、特ダム法に基づき、応分の費用負担者である地方公共団体の長との協議、議会の議決が前提であり、今回の検証が法に定める意見聴取に替わるものではない。 従って、基本計画の変更等を進める場合は、地方自治体の合意を前提とした法に沿った手続きが必要であることを明記すること。	
45	5 19	3 水需給計画は、利水参画者が決定する事項であり、既に妥当性が確認されている水需給計画に基づいて進めるべきであり、代替案等の検討にあたっては、利水参画者の合意が前提である。	
37	9 19	4 費用対効果の検証にあたっては、ハッ場ダムのような完成目前の事業の優位性を充分に考慮するとともに、ダム中止に伴い発生する関係自治体・利水者への負担金等の返還、中止後も必要な生活再建や地域振興事業に要するコストも見込むこと。	
14 61	9 16	5 基本計画で定めるハッ場ダム建設の平成27年度末完成を目指し、検討スケジュールや検証工程を明確にするとともに、早期に検証結果を出すこと。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社員	⑤年齢	63	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
37	7	人身被害抑止等の観点「及び、渇水時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や近年の少雨化傾向にも対応した利水安全度の確保の観点」で適宜評価する。（ゴジック部の追加） 〔理由〕 洪水の調節等に関わる安全度のみの表現となっているので、「河川の適正な利用及び、流水の正常な機能の維持」の観点を追加した。（有識者会議議事録〔第9回〕から「治水対策には、流水の正常な機能の維持を含む」と解釈される事から）			
42	4	●流水の正常な機能が維持できるから●流水の正常な機能の維持への寄与 〔理由〕 流水の正常な機能の維持に対する取組み目標を（1）の安全度に含ませる（P-37の修正案）と（8）は「流水の正常な機能の維持への影響」がタイトルな為、各治水対策案が流水の正常な機能に寄与できない課題を整理することが趣旨なる事から			
56	18	CO₂の排出負荷の概略を明らかにし、必要に応じ（評価時に）コストに負荷する要素として検討する。 〔理由〕 CO₂排出負荷は、政府としての低炭素化施策の推進などから安全度、コストに次いで重視されるべき評価軸上にあるため。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
② 住所	(都道府県名)	(市区町村以下) [REDACTED]			
③ 電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④ 職業	会社員	⑤ 年齢	49	⑥ 性別	男
意見該当箇所	⑦ 御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
24	3	技術的に可能でない対策(決壊しない堤防)は、代替え案にはならないと思います。			
24	11	技術的に可能でない対策(決壊しづらい堤防)は、代替え案にはならないと思います。 また、表現があいまいすぎて意図する機能が理解できません。			
31	14	定量的に効果が見込めない案について、評価の大前提である安全度の評価ができない と思います。 定量的に効果が見込める案のみが主対策となり、見込めない案は補助的な対策にしか ならないのではないのでしょうか。			
50	3	治水対策と同様に定量的に評価できない対策で利水の目標の評価は難しいと思いま す。			
63	8	検証対象ダムに八ツ場ダムが含まれていますが、中止前提の話をしておきながら検証 しますというのは、順序が逆ではないでしょうか。 コスト削減のためにダム事業を狙い撃ちにしたい理由づけの検証にだけではないよ うに希望します。			